

令和5年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

1 令和5年6月9日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

町長、副町長が就任して第1回目、第1番バッターの質問ということでちょっと緊張していますが、よろしく願いいたします。

通告したとおりに行かせてもらいたいと思います。

所信表明の中で、選挙公約の5つの誓いとして言ったという5つの中身のことからですが、1つ、子供は島の宝、家庭に希望を、2つ、若者は島の光、仕事に夢を、3つ、女性は島の泉、元気を表舞台へ、4つ、ご年配は島の誇り、最期まで生きる安心を、5つ、産業は島の財、地域に豊かさをと立てたとあります。

これの1つ目から4つ目については、島民全ての方に夢、希望を持ち、元気に働き、最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指すを受け止めましたが、それで問題ありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えします。

選挙公約の5つの誓いのうち、子供、若者、女性、ご年配を対象とした誓いは、島民全てが安心して暮らせるまちづくりを目指しているかについてのご質問でございますが、老若男女全ての方が安心して暮らせる島を目指して、町行政と町民との信頼関係をより高めていくことが最も重要と考えております。

具体的には、より一層の住民対話を進め、情報公開にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ありがとうございます。

僕の受け止め方が大きく間違っていないということが分かりましたので、それについてちょっと1つずつまた話をお聞きしたいのですが、今現在うちの町でですが、Iターンに力を入れようとか高齢者に力を入れようとか子育てに力を入れようとかなどなど、ピンポイントでの政策の話が今までもこれからも出て、今現状、選挙公約等々にもそういう話が出てきたと思うんですが、これについて当然大切なことだと思いますし、Iターンの方に関

しても、社会増をやっぱり目指す上で人口減が進んできている過疎の町としてIターンの方を取り込む、当然大切なことだと思います。

また、高齢者の方に至っては、今まで町を牽引していただいて一生懸命引っ張ってきていただいた方に、安心して最期を迎えてもらえるという政策をしていくのも当然大切だと思いますし、人口を少しでも増やして行って、これから活力ある島づくりを、まちづくりをする上でも子育て、当然大切なことだと思います。じゃけえ、それぞれ今現状でやっている部分で足りない部分はさらに強化してやっていく必要性が当然あるとは思っています。

というのを大前提になんですが、今現状でそうした方も含めてですが、全て全員定住していただいている方というのは全て町民であって、それぞれ全員が同じように安心して暮らせて、同じような保障もいただけてしていくべきだと思うのですが、この中で、例えばIターンをピンポイントでいうと、就農者は今現状で農業をやられてる方、ただ島内に住まれている方で新規就農をしようとされる方とIターンの方っていうのは多少の格差があって同じような条件じゃないと思うんです。これは例え話の一つなんですが。そういう面で平等にしていくとか。

例えば、子育て、これはちょっとピンポイントの話になるかも分かんんですけど、以前3町合併の前に1人目には幾ら、2人目には幾らとかという補助金を出すような制度があったりしたと思うんですが、その生まれたから幾らとかというのを目指して育児世帯を増やすというよりは、しっかりやっぱり定住という意味でいうと、小学校に上がるタイミングであったりとか中学校に上がるタイミングであったりとか、しっかり何年以上定住されてくれた方、これからも定住を見込まれる方に含めて、小学校へ上がるタイミング、中学校へ上がるタイミング等に、お金がかかるタイミングのときに幾らかの補助金を出してあげるというような制度に変えてみるとか。

目先の人に来てほしいがための補助金を出すんじゃなくて、しっかり生活を島の中に基盤を持ってくれた方に保障というか、安心して暮らせるための補助を出していくというのが、結果としてですけれども島民サービスにつながって、住民減の歯止めにも役立つと思うんですが、その辺の施策としてどのようにお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今のご質問にお答えいたします。

先ほどお答えもしましたが、島民全てが安心して暮らせるまちづくりを目指していると

いうことをお答えいたしました。

具体的には、現在の島民が置き去りにされていないかというご懸念でございますが、全ての島民に対して平等にあらゆる施策を考えていくということに全く水橋議員のお考えと違いがございません。

考え方といたしましてお答えさせていただくとしますと、大崎上島の現状について全ての住民にとって突きつけられている喫緊の課題は何かというふうに考えていくと、その課題を解消するためには、行政も住民も全てのものが危機意識を持っているかということが突きつけられているというふうに考えております。それを一言で表現するならば、全国に先駆けて進展する少子・高齢化問題にどう立ち向かうという共通認識でございます。

そのためには、これまで島に住み続けてきている住民の皆さんのお力、地域にある資源や資産を総動員して、全ての住民を対象とした解決の道筋を示していくということに考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） まだ就任されたばかりなので、細かいことでこれはあれはというのでもナンセンスだと思いますので、これからいろいろ僕一議員としてもそうですし、町長と対話しながら、時には議論というか、時には違うよと言うて感情的な話をぶつけ合いながらも真っすぐ前に向いて町民のためにより島を向かっとなるのは多分同じだと思っておりますので、その辺、今言われたようなことの内容も含めて、町民全ての方、なかなか難しいことだとも思いますし、財政、財産、予算も限られてますので、全て何でもできるわけじゃないとは思いますが、できるだけ町の方、全ての方に向けたような施策ができるように僕も精いっぱい協力したいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

5つ目の、産業は島の財、地域に豊かさをという面なんですが、ちょっと今までやってきた町の施策、事業の中で、ちょっとはてなと思うことは多々ある代表的なもんなんですが、町の税金で物事を行う事業のはずなのに、町の産業、これから育てていく支えていくと言っているはずの町が町に仕事を出さないという現状が今まで起こっていたと思うんですが、例えば町営のフェリーであるさざなみ、これの建造に対して、造船の町だといわれるはずの大崎上島町で造らず他市町の造船所にフェリーを造ってもらってみたいとか。

先日の補正予算のときにもちょっと話をさせてもらいましたが、新たな公共事業をする上で、今までも数億円のを単町の事業者が建設してきた実績もあるはずで。

それにもかかわらず、入札をする段階で大手企業に対して仕事を出せというような決定をした入札をする、それでJVを組む、この上その話を委員会等々でしたときにも、町でできる力はあると思いますがという枕言葉の下、JVを組むのにはよその大手にお金を出してやってもらうという話の決定をしました。なおかつこれは不調になったんで、仕切り直しかという確認をしましたら仕切り直しですということなので、この考え方は改めれるはずなのですが、先日の本会議でも改める予定はなさそうだったので改めて聞きますが、これからの谷川町長体制に対してですけど、今までのように町の事業を町でできるのに、町の方でやって雇用が生まれる、需要が生まれる、産業の活性化にもつながる、技術向上にもつながるようなことを無視してまで、外の島外の企業にやはり税金を使った事業を行う予定でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ただいまのご質問、我が町で完結できることは我が町で完結できるようにというご質問だと考えておりますが、私の考え方を申し上げさせていただきます。

しっかりと地元根づいた企業との関係を築いていくことは、大崎上島を考えていく上でとても重要な視点だと考えています。この島でなりわいをし、所得を生み、この島に住み、この島で消費するという大崎上島の中で回せるものは回し、地域の資源は地域で活用し、住民の生活の質を高めていくという仕組みを明らかにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 近々に今常任委員会でも話題になったような木江の住宅ですが、大崎上島町でこだけ大きな事業というのは、もしかしたら今後ないかもしれないよっていうぐらい大きな事業の入札がまたあるのではないかと、不調になったのであるのではないかと思うんですが、以前にも大崎上島町の中で、どの建物とはいいいませんが、数億円、1億円、2億円するようなものを島の企業で単独で請け負った建物があります。これについて、何か建てる上で問題があったようには僕は聞いてないんですけども、これに関しては多分今後というか、ちょっと一つピンポイントの部分になるんかも分かんませんが、今この間の予算では3億6,000万円余りの補正を組みましたけれども、島の中の業者の中で請け負える金額よりは超えていると。ただ、それをJVを組むことによって解消できるという話も聞いております。

その上でですけれども、2社で駄目なんなら3社、島の企業にしっかりお金を、同じお金を使うのであれば島の企業にしっかりした建物を造っていただき、島の企業の方の雇用をちゃんと生む、その利益が上がった部分、従業員に払った部分は当然島の中で生活もしていく上なので内需拡大にもつながる、もういいことづくめだと思われるんですが、島の企業ではできないと、専門外じゃけん分からんと言われたらそれまでかもしれませんが、今までの実績も踏まえて、できないと思われますか、それとも分からない、できる、3択になるんかも分かりますけど、どう思いますか。専門の方でも全然問題ないです。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

このたびの柿の浦住宅の建設、建設課の所管の仕事のことだと思われます。

今までの経緯はあったんですけれども、町の方針としては4億円以上はJ Vで行うということで、県内大手の力を借りて工事を行うということで業者選定委員会の中で決めております。その関係から、4億円以下の工事については島内業者で入札を行い、4億円を超えるような事業についてはJ Vで行うというような取決めの中で行っております。

そして、今回の工事が鉄筋コンクリート6階建てでエレベーター付でございます。この工事が町にとっては大規模で高難度の工事と判断した観点からも、J Vがふさわしいのではないかと担当課のほうではそう判断し、選定委員会のほうに上げさせていただき承認を受けたものでございます。

また、島内だけでということでございますけれども、大規模というところは工事会社の数を集めれば大きくなるじゃないかという議論もありますけれども、この高難度というところは今まで実績を積み重ねた企業にお願いしたいという面があってJ Vを選定したものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の部分でちょっと違うと思うんですけれども、J Vを組むのはそれはそのとおりルールがあると思うんですが、大手ゼネコンを使わないといけないというルールはどこにもないと思われます。あわせて、委員会の中でも、島の中じゃできないんですか、今までの実績を踏まえた上で、当然できる会社できない会社があるとは思いますが、できるとは思いますが、ただというまず枕言葉があった上で説明を僕は受けましたけれども、島の企業をそんなに信用してないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 島の中で施工会社を選定するということになると、数はかなり限定されてくると考えております。その受注機会を増やすという意味で選定委員会の中で島内7社を入札に参加、参加機会を与えるという意味でJVに組んだ側面もございます。その辺はご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の受注機会をというのであれば、ゼネコンを使って2社選択よりは、例えばJVを島内の中で2社選択した場合は島内の企業が2社入れます。もしくは、3社でJVを組むのであれば3社入れます。受注機会は島内でやったほうが多いんじゃないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町としては、入札という制度を使って工事を発注しております。その入札というのは、競争原理が働くという前提がございます。その競争原理が働くという意味では、今回の工事は5億円規模になると試算されておりますので、10社程度を見込みたいというのが町の希望でございます。

ただ、町内業者を選定するに当たっては、7社以上は指名できないという現状があって、7社に減らしてこのたび入札をしたいということで考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、5億円以上といいましたが、この間、予算措置したのは3億6,000万円までじゃなかったですか。金額が違うんですけど。

あと、7社以上、じゃけん3社、3社だったら最低でもいろいろ何社も入った上でできると思いますが。まず、金額の違いを教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業費としては、5億円規模というのは令和4年度予算を繰り越したものと令和5年度予算を足したもので5億円規模ということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） それはあくまでも全体事業の話でして、建物だけは3億6,000万円じゃって言われたんですが。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 新築工事のみで5億円規模と考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 分かりました、金額は。5億円規模ということは分かりました。ちょっと先日直接聞いたときと金額が違うような気がするんですが、公の場で言っていたきましたんで、5億円規模というのは認識しました。

その上で、競争原理、島の中じゃできないんですか、何社もあつて。例えば、できる会社、確かにできない会社がある。JVを組みます、それを島外を入れることによって島外に予算を流出させていくほどの逆にことなんでしょうか。

また、よくこの答弁のときもそうですし委員会のときもそうですけれども、当然受けた会社に責任がありますので、しっかり責任を持ちますと言うた場合に、JVを組む上で手伝ってもらふ企業が外の会社になることもあるかも分かりませんが、はなから町が大手を入れろってやるのは間違いのような気がするんですけど、その辺についてどう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町の予算を使って工事をしていくわけですけれども、島内業者でこの鉄筋コンクリート6階建てエレベーター付をしている業者を選ぶっていうのも一つの手であると。それから、島内業者でその工事を賄うというのも、町長の方針にあったとおり、確かにそういう考え方もあると思っております。

ただ、ここは担当課の考えになりますけれども、担当課としては地域住民の安全・安心、基本性能を満たした優良な住宅を安く建てることを目指しているという側面があるのも事実でございます。担当課として安心・安全、そして基本性能を満たしたい住宅を安く建てたいという側面から、JVっていうのはその実績を積んだ会社を選んでおりますので、このメリットを生かしてJVを選定したものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 町長は町の中の課題はちゃんと町の中でやって産業の活性化を進めていきたい思いじゃというのは先ほど聞きましたが、担当課は町の企業は信用しない、安全ではないと言われることですか。

まさに今、町の中の企業を一生懸命育成する上でも、過去にもずっといろんな建設したり、今のフェリーについてもそうですけれども、この場での答弁も含めて、一生懸命言い訳をいろいろ聞きましたが、結果として島内は信用できないんですか。そういう答弁にしか聞こえないんですけれども、町の中でできないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） このJVについては、単体でできないような工事を行うというのが原則でございます。それで、島内の業者に受注の機会を与えるという意味でJVを組んだということも事実でございます。

したがって、JVを組むメリットの一つに技術の継承とか、大手を見習って技術を上げていくという側面もありますので、このJVのメリットを生かしていきたいという思いがあってJVを選定したものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その機会を1社に絞るわけですよね。やっぱり島の中は信用されていないんですよね。島の企業、何社か僕も聞きました。確かにうちでやるのは難しいねという会社の方もありました。いや、今までの実績から言うてうちはこれもやっとするじゃん、あれもやっとするじゃんという会社も当然ありました。ほかの企業の従業員の方でも、うちは難しいけどどこそこだったらできるかなっていう会社も当然のように聞きました。

技術を上げていくとか地域活性化とか詭弁のように言われてますけれども、結局今の担当課のやり方です。今、町長は違うことを言われましたので、担当課のやり方っていうのは島の企業の今の、一つ一つ小っちゃなことでも大きなことでもそうだと思いますけども、できる力を持って、そこに責任をしっかりとって、責任施工の上でしっかりと責任を持って施工していく上で、町の役場の人間、執行部の人間が町を信用できないような仕事、信用できないと言われるんと今一緒のことだと思うんですけど、裏を返せばですが。というやり方をしていくのは、僕は間違いだと思います。

これは堂々巡りになると思うので、もし何かあれば答弁欲しいですが、なければ次の質問に行きたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 担当課長のほうから技術的な問題、あるいは制度的な問題を委員会等々でも説明してまいってきたと思います。私が申しました島のことは島でということでは当然のことで、ただ議員がおっしゃる信用してないかという意味で担当課長の気持ちは、地元にとってそういう技術的なものが不足してあるんならば、研修等も含めてという形が、そのような機会になればという意味も含んでおりますので、私としましてはその技術力が足りないのであれば、逆に業界のほうに町として何ができるかといったことも一緒になって考えさせていただきたいと思います。

ということで、信用はしていないということは担当課長は決してないということを町長

としてもお答えさせていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ちょっと今の部分なんです、ちょっと違う部分があるんで、1個訂正というか認識を改めさせてもらいたいと思いますが、委員会の中ではできると思います、当時今の現副町長じゃない違う副町長と今の現課長が出た上で、できると思います。その上で、今の4億円があるのでJVを組まないといけないと思います、島内JVでもいいとは思いますがという前置きがあった上でゼネコンを入れてます。なので、さっきの答弁はちょっと違うと思うんですが、そこについてもし何かあれば。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事ができる会社もありますがっていうところは、根拠があって申しているものではありませんけれど、あると思っております。

ただ、入札の前提で、7社以上で競争していただく競争原理が働いた上で工事を受注していただくというのも一つの自治体の使命と思っておりますので、その7社が全て力があるということであれば、今後そこは検討していく価値があるかと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の言い分で言うと、今この過疎化が進んでくる会社で7社が今言う全ての力がくることはないと思うので、今後大きいことがあってもしないうて言い切ったのと一緒ですよ。今の言い方だとそうですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 検討の余地はあると思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、何社あってですか。その7社、今7社が必要じゃということは、そんだけ仕事があって雇用ができるんですか。詭弁です。それを育てる機会を失うんです、やり方として。その失い続けとる上で、そういう詭弁をこの場で言われても困ります。生活しよんですよ、僕らは。そんな詭弁をこの場で言うてもらう必要はないと思います。本音で話しましょう。答弁なかったら、そのまま次の質問へ行きます。

○議長（信谷俊樹君） 手を挙げて。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） すいません。

次の部分ですけれども、今後大きな部分としてなんです、先日フェリー問題等々で明

石航路がなくなる危機があつてみたり、今の話にもつながりますけども、人口増に必要なのっていうのは魅力ある雇用が一番だと思うんです。子育てをする上でもそうですし、必ず生活する上ではお金が必要になっていきます。だからこそ、町税というものはしっかり町の中で循環さすべきだと思うのがその一つなんですけれども、この雇用確保ということで、今この町には大きな企業もたくさんありますし、恵まれた部分はあると思うのですけれども、今までの高齢の方、島を、この町を牽引してくれてきた方々を支える上でも、これから生まれてくる子供を支えていく上でも、僕ら年代の働く世代の人間がしっかり働いて、しっかり給料をもらって家族を支えていくというのが町の活性化に絶対につながると思います。

今、7,000人を切って6,000人、7,000人弱の人口になりましたが、僕がこの島を一旦離れさせてもらったときには1万2,000人余りおったと思うんですけども、合併した当初は1万人ぐらいでしたか、どんどんどんどん減っていく一方の町の中で、やはり雇用というものは不可欠だと思いますし、フェリー等々のように実際に生活をする上での足というか、フェリーっていうのはもう島に考えると国道のようなものなので、生活に密着したような形でこの海上交通、陸上交通をしっかりと安定して今後ずっと継続的な運営ができるようにしていくのが町の大きな活性化につながっていくとは思いますが、その辺に向けてどのようにお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今のご質問で、離島航路についてということについてお答えしたいと思います。

実は、この5月になりまして、全国の離島振興協議会という会議に出席してまいりました。離島振興法が昨年11月に議員立法で新しくなって、今後10年、その離島振興において国に制度要求をしていくという中に、離島航路の考え方で今までは民間主導という形になっておったところに対し、そもそも船の道に国道、県道、都道府県道等がないのがおかしいと。これからは国道もあるというふうな条件で、国の支援あるいは県の支援をもらいながらそういう制度をつくっていきたいという声を高らかに全国の協議会、140前後の自治体の長が集まった席でそういう話がありました。

その自治体の、私、離島振興協議会の副会長を前高田町長の後任という形で引き継がせていただきました。制度としてどうしていくかという部分で、町単独で予算を全部という形は非常に厳しいところがある中で、そのような制度も国、都道府県等と協力しながら、

そこら辺も考えていくという形を取らせていきたいと思っております。

ですから、30年前には県としても離島振興の会に対して、やっぱり離島の航路に対して国の支援、県の支援もしたいんだがという要望書を国に出していた経緯があります。ですから、もう一度そういう形で、今忘れ去られてしまっていたのをもう一度復活さそうという意味で国のほうにも要望しておりますので、そういう形も含めて制度を変えていきながら、かついろんな意味で町だけではできないこともあります。ですけど、そういう中で外の協力を求めながらいろいろと対応をやっていかせていきたいというのは、所信表明のほうで言わせていただいたことに通じますので、どうぞご理解のほどよろしく願っています。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 海上交通、力をしっかり入れてもらっていくことを僕も願っております。の中で、もう一個、雇用のほうに関してですが、今現状、この島内にある産業等を含めてですが、これの活性化も当然必要ですし、もう全面的にやっていくべきだと思います。

プラスとしてですけれども、さらに企業誘致等々もするべきだとは思いますが、雇用機会を増やすという意味ですけれど、町報のほうにでもサテライトオフィス充実化等々書いてあったと思うんですけれども、も含めて、いろんな面で企業、働く方が選べる業種も含めてと雇用の確保をして、働き手のほうが選べて、また働き手が増えてくれるような策も必要だと思うんですが、それが結果としての人口増にも、人口減の歯止めになる、もしくは人口増についてなっていくとは思いますが、その辺の企業について、特に企業誘致、今現状の企業の活性化についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 特に、企業誘致についてということにお答えを申し上げます。

ここ数年のコロナ禍の中で、リモート普及の新しい流れが定着してきております。大都市圏、あるいは都市部のDX関連企業、いわゆる昔でいう情報関連企業が地方展開を志向する傾向が見受けられます。

この好機をまずもって捉えていきたいと思っております、これまで大崎上島にはこういった先端企業というものは見向いてくださることは少なかったと思います。しかしながら、今、瀬戸内海の離島で進出するという希望を持っている企業がたくさん出てきております。そういったものの道筋を開いていくことから、まずは取り組ませていただいて、か

つほかにも観光関係でもというのは前回もいろいろ対応していただいていたと思います。

その関連で、島にとって雇用の面、非常にまたその企業が人の受皿になって、雇用だけではなく技術的な革新も一緒になって持ち込んでくれるということを期待するような企業誘致というものを考えていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の世の常で、DXはどんどんどんどん進めてやっていくべきだと僕も思います。

ただ、1個だけDXを進めていく上で忘れてはいけないと思う部分が、いろんなことに関してこの島は高齢者率が約50%あり、ITの部分だけで見たときについていけない方というのも多数おられると思うんです。っていうのが、デマンド交通を試験したときにも、申込方法が分からんよっていう高齢の方等々もおられました。あのときには電話対応もちゃんとするんですよという代替えのこともちゃんと、DXに頼らなくてもできるような代替えのことも考えながらやっていただけたと思うんですが、今後DXをどんどん推進していく上で、そこに取り残された人が取り残されたままにされないような代替えもつくりつつ進めていっていただきたいと思います。

今、DXを進めていく上で、今の世の中はその場になくても仕事ができる世の中に今なってきました。なので、サテライトオフィス等を含めてですが、力を入れてったときに、この離島という不便さもデメリットではない、自然の豊かさを感じながら仕事が落ち着いてできる環境にある町というのも売りになると思いますので、改めて今後のことを踏まえた上で、DXを中心として考えた思いのことを進めていただけるというのは、すごい賛同する部分です。

の上で、1つだけ町長の、最後ですけど思いとして聞きたいんですが、町報のインタビューの中の一番最後に、町行政と町民が我が大崎上島チームとして一体となり、さらに大崎上島に共感し、ある協力者にも加わってもらい、誰もが自由に闊達に責任を持って提案し、多くの町民が話し合い、こっからなんです、失敗を恐れず積極的に事業展開できる風土が醸成される町を目指していきますとあるんですが、この失敗を恐れず、失敗はやっぱりいろいろやっていくと失敗をすることはあると、ないのが一番ですがあると思います。その中で、失敗を恐れて何もしないというよりは、まずは前を向いて失敗を恐れずにいろんな事業をやっていくというのは僕はもう大賛成なんです、そこについての思いという

か、これからどういうふうにしていくという考えか、最後に教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 失敗を恐れずという中に、失敗ありきという気持ちは持っておりません。失敗を恐れずというのは、その失敗をしないには皆でどうやっていけばいいかということも考えていきたいと思ってるんです。

そのような仕組みというのは、もう一方、将来を考える長期総合計画を2年がかりでつくっていくといった中で、今まではその計画をつくる時には審議会委員と、それと議員の皆様で、それとパブリックコメントをもらうぐらいの形だったんですけども、実はその仕組みもいろいろどういうふうに皆さんの意見を入れて、かつ具体的プロジェクトもその中で検討するようになっていくに当たって、そのプロジェクトを考えていくときに皆さんでつくっていくものがあるのではなかろうかというふうに考えているところです。これについては、まだ庁内の中でもこれから検討を進めて、また議会のほうにも委員会等に説明をさせていただきながら進め方を相談させていただきたいと思います。

いずれにしても、失敗を恐れずというのはどんどん失敗してでもええどという意味ではなく、失敗をしないようにみんな考えて、もし失敗してもみんな考えたことだから頑張っていこうと、そういう意味合いで書かさせていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 失敗をしてもええという意味で僕も聞いたわけじゃないんですが、失敗をしなさいというわけでは当然ないんですが、ただ失敗を恐れずやっっていこう、当然当たり前なことだと思うんですが、その考えていくあまりに、あまりにも後手後手に回って結局できないというのが心配で質問させていただきました。お気持ちはよく分かりました。

最後になりますけど、今の繰り返しになりますが、失敗を恐れず前に進んでいく、失敗をしてくれえという意味じゃないですよ、恐れずに進んでいくということに対していろいろまた協力もすることもあると思いますし、意見も言わせていただくこともあると思いますので、これからもまたしっかりと、皆、町民の皆様のために前を向いて僕もいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） おはようございます。

質問の前にこれは提案なんですが、マイクを起こして自分のほうへ寄せてもらえませんか。入ってません。

答弁される執行部の方も、立って肘をついて答弁されてます。非常に見苦しいです。やめましょう。これが低いんであれば上げましょう。取り替えてください。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでは、質問いたします。

本日は、1件質問いたします。

県道357号線側溝の改善、安全確保をということで質問いたします。

現在、安芸津フェリー大西港より東方向に約480メートルの間、危険極まりない県道であります。この6年間の間に2名の議員、延べ4回質問を行ったと思いますが、この質問に対し執行部の方は県に対して何回要望書を出されたのか、そしてその回答がどうであったのかお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

県に対しての要望書でございますけれども、回数は私どもで把握しておりませんが、過去5年間においては年に1回、県との協議を持ってるという形で、要望書という形で提出しております。ですから、平成30年から毎年10月、11月頃に要望書として提出させていただいております。

それから、県の回答のほうですけれども、一般にこの県道大西港線と言われているものですが、フェリーから降りた通勤、通学の自転車や歩行者にとって大変危険だということ認識しており、県に交通安全事業として歩道の設置という意味合いで要望しております。

県からの回答としては、県道大西港線については、家屋が連檐していることなど地域への影響が大きいことから早期の事業化は困難だということでございました。そして、歩行者空間を確保する側溝の蓋かけについては、昨年県が現地調査を行っておりますが、蓋かけをするためには側溝全体の改修をする必要があり、施工するためには隣接する家屋等に

多大な影響を及ぼすことから早期の実施は困難な状況であり、当該箇所の整備につきましては、現在事業中の箇所の進捗状況や周辺道路の交通状況を見極めながら、整備手法や着手時期を検討すると伺っております。

そして、現在の県道の工事状況でございますけれども、県は道路整備計画に基づき、大崎上島循環線では木江の天満地区、それから明石地区、大田木ノ江線では木江地区、そして歩道整備として大田地区と矢弓地区に着手しており、県の道路整備計画に基づき、現在着手している事業を優先して早期完了を目指すというふうに伺っております。

しかし、町としてもこの大西地区の道路状況を改善することは重要という認識は変わっておりませんので、引き続き県に要望してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 県のほうからも確かに回答は出ておるようです。

しかし、県が予定しておる何年計画、何年計画と言われますけれども、優先順位はあれですか、死亡事故でも起きたら早いんですか、それとも工事そのものの金額によるんですか。何を基準に言われますか、お聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 優先順位でございますけれども、県の5か年計画、このたびは令和3年から令和7年の5か年計画ということで伺っております。その優先順位については、町からも要望を上げていっているところがございますけれども、決定というのは県のほうでしておりますので、その詳細については私は把握しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 先般、何月でしたか、課長にこの件を相談した結果、県がやってくれないのであれば町独自でも何か対策を練らんにやいかんという回答をもらったと思いますけれども、先月も事故がありました。極端に言えば、年間何件あると思いますか。把握されてますか。課長に連絡がないので、当然分かってないとは思いますが、先月もありません。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 申し訳ございません。事故の報告については、警察のほうから連絡がないものについては把握できておりません。

ただ、通勤、通学の現況は私も見に行ったことがあって、道路の端を通っているというのは把握して、危険ということは認識しておりますので、県のほうに要望している現状が

ございます。このことは、切れることなく今年もまた来年も要望していきたいという考えは変わっておりません。できることならば、これは県道でありますので、県に工事していただきたいという思いを前提として、局部的に小さいお金でできることであれば町も検討すべきという方針も変わっておりません。

ただ、町ですることになると、道路の端にポストコーンとか危険防止の目印を立てるといことが現実的な対応かなと思っておりますけれども、ただ幅員を狭めるということで今のところ実現していない状況でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 担当課長さんですので、歩道の幅が何ぼあって側溝の深さが何ぼあるっていうのは把握されていると思いますけれども、あの歩道、あの側溝の深さ、あれで適正な県道と言われると思いますか、お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 側溝の深さについてでございますけれども、道路の排水だけではなく、民有地からの排水も受けております。その関係で深くなったものでございます。道路の構造上、歩道と議員は言われましたけれども、歩道として区分されるような構造にはなっていてなくて、路肩という扱いです。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） そうすると、歩行者はどこを通るんですか、お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この辺は、道路交通法になると思います。私のほうは詳細は詳しくありませんけれども、歩道がない場合は路肩を通るものと認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 最近、雨が頻繁に降っておりますけれども、雨降りの日、傘を差してあの歩道を通れません。歩道の幅は40センチから50センチです。傘を広げたらどうなりますか。車と擦れ違うとき、車に接触しないためには側溝に飛び込むしかないんです。そういう現状で、県がどうか何年計画でとか駄目ですよ、甘い。何年たったらこれできるんですか。死亡事故が起きれば実行できるんですか。年間、何件もの事故が起きております。それが現状です。あなたに報告がないから私は把握しておりません、それでは通りませんよ。

そして、通勤、通学、何人もの人間があっこを通るわけです。今朝も商船学校の生徒と

擦れ違いました。途切れることなく延々と続きます。そうした場合に、今商船の生徒も自転車通学をやってますけども、傘を差して自転車へ乗るんです。歩行者も傘を差すんです。擦れ違います。大変、危険極まりないです。それが現状なんです。

それについて、担当課長、どう対応すれば早期に実現し、事故が未然に防げると思っておりますか、聞かせてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 危険の認識については、議員と同じ考えでございます。

ただ、この問題を解決というところになりますと、県道に歩道を設置していただくというのが根本的な解決と考えております。

その中で、短期的に危険箇所を部分的に何かできるのかってというのは以前にも検討した面はありますけれども、基本的には県に強く要望していくというスタンスでいきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 今までこの議会において我々議員が一般質問で提案させてもらってますけれども、議員だけじゃなくして広島商船、海星高校、大崎中学校、叡智学園ひっくるめて校長さんに手を挙げてほしいんです。一丸となって要望書を作る、県に提出する、それが今までなされておられません。ぜひとも今回一丸となって、教育長さん、ぜひともよろしく願います。やっていただきたい。これをやると、上げるだけじゃ駄目ですよ、必ずいい回答をもらってください。

そして、最後になりますけども、担当課長さん、県に対して要望書を出す、こういう回答が返ってくる、また一般質問で議員から質問を受ける、要望書を出す、その繰り返しでは駄目ですよ。これは私は言いたくありませんでしたが、最後に言っときます。もう少し賢くなってください。どういう要望書を出せばどういう回答が返ってくるか分かってるはずなんです。分からなかったら聞いてください、県に。どういうふうに出せば実施してもらえますかと。県が答えてくれます。

以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今の点に現状をお答えします。

実は、この4月以降、私が27日以降着任して国、県の方といろいろお話をさせていただいております。

その中で、特に県の建設関係の西部事務所の担当あるいはその管理をしている者と、逆にその部署の人が新任挨拶ということで町まで来ていただきました。それだけではなく、以前から何かのときには県事務所との交流というものを私個人のときやってきたものもございませう。その中でお話をさせていただいたのは、今上青木議員がおっしゃった、要するに平生にどれだけ接しておるかといったことが今までなかったと、要望書も出してなかったと、要望者だけではなくて、このような話をする機会をこれからつくっていきませうという形を県のほうにも今伝えております。

それともう一点、道路関係で国の協議会、期成同盟として陳情書を持って、実は国の国土交通省と財務省に5月に行ってまいりました。そのときにも話を申し上げたのは、県道であって、実際の実態というものを財務省に説明する機会をいただきました。県道であるんではあるが、町としては非常に狭隘な周遊道路の中で、7年度の計画には載って実施をやるとはなっておるが、早急な対応をお願いしたいという形を財務省にも伝えました。

財務省の反応は、新規でどうこうというよりは、これからはその維持管理というものに対するの予算をどう使うかということで財務省は考えていきたいという回答をいただきました。そういう意味で、今これまでは県の計画というものは新規だけの形のものでございました。ですから、県もそういう既成概念の中でまだ動いております。そういった中で、財務省がそのような発言を県にも対し、また町にも対しご回答いただきました。

そういうものを含めて、これからどのように動いていくかということ具体的には、またそういったものを委員会のほうにも説明をさせていただきながら、できるだけ前向きに捉えていけるように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 大変ありがとうございます。

ぜひとも早期に改善、改修のほどをしてもらって、安全に県道を通行できるように対処をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩をいたします。

10時10分から再開いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田議員、前へ。

浜田議員。

○4番（浜田幸造君） それでは、今日は2問質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

第1問目、木江支所前遊休地、アバの活用計画の進展はということで質問させていただきます。

支所前の県道は、狭隘で道路形態も悪い上、大型車等の交通量も多く、木江地区児童の通学道にもなっております。現状のまま使用するのは非常に危険があると思います。

また、支所周りには駐車場が少なく、支所への来訪者や観光客にとっては非常に不便である。そのためにも、アバを緊急に整備し活用することが重要だと考えております。

平成29年9月と令和2年6月定例議会において質問をしてきましたが、平成29年9月定例議会では、具体的な政策案を県に要望していく、令和2年6月定例議会においては、活用に向けて検討していくというそれぞれの答弁がありましたが、その後の進展を聞かせてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答ひいたします。

県道のこの区間は、通学路の安全点検の指摘箇所でもあり、当面は保護者に付添いと安全指導をお願いしている箇所でございます。

県に拡幅と歩道整備を要望しておりますが、現実的には家屋が連続しており道路拡幅することは非常に困難な状況であることは変わっておりません。

県には、公共事業の選択と集中に基づき事業箇所を選定し、道路整備計画に位置づけている大崎上島循環線の天満地区、大田木ノ江線の木江校区において事業を推進していただいている状況でございます。

木江支所前については、沿線に家屋や事業所などが連続しており、地域への影響が大きく、多額の事業費が必要になることから、事業中の箇所の進捗状況や周辺道路の交通状況を見極めながら、事業の着手時期やルートについて検討するというふうに伺っております。

町としては、引き続き県に道路改良の早期実現に向け要望してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 現実的には家屋が連続しており、地域への影響が大きく多額の費用がかかり、道路拡張することは非常に困難であると以前と変わらない答弁でありましたけれども、道路整備計画に位置づけている令和5年度管理予定の大崎上島循環線天満工区、それから令和4年度で地形測量を実施した大田木ノ江線の木江工区は、県は事業を推進していると認識しております。また、事業中の箇所の進捗状況や周辺道路の交通状況など見極めながら、事業の着手時期やルートについて検討すると県から伺っていると聞いていますので、町としては道路改良の早期実現に向け、さらに県に強く要望していくように、また駐車場の整備も併せて積極的に進めていくようお願いいたします。

この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） では、2問目の質問に移ります。

急傾斜地崩壊危険区域の安全点検はということで質問させていただきます。

4月26日水曜日午前、呉市内の住宅内裏山で異音が確認され、呉市は土砂災害があるとし、直前に降った雨が67ミリというそう多くはない雨量であっても、それが引き金となって崖崩れの危険性があるとして、生命の安全を確保するために広塩焼地区の住民に避難指示を出されております。

本町木江地区においては、土砂対策防止法に基づき、崖崩れや土石流、地滑り等などの土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制が特に必要な整備すべき区域として、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、木江校区に平成29年2月23日に指定されております。

そうした中で、木江地区の急傾斜地崩壊対策工事は、昭和50年から昭和60年にかけて施工後約40年以上も経過し、そのほとんどがコンクリート吹きつけで施工されており、コンクリート吹きつけ内部の鉄筋やラス張り等が腐食するなど劣化が進んでおり、コンクリート吹きつけが損壊するなど、非常に危険性が高い状況にあると思われま。コンクリート吹きつけなど構造物を含め、背後地の安全点検が必要な時期にあると思いますが、安全について今後の方針を聞かせてもらいたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊危険区域の点検については、広島県が急傾斜地崩壊防止施設修繕方針に基づき、全施設を原則として5年に1回の頻度で順次点検を実施しております。施設の異状

と思われる箇所は定点の経過観察を行っており、町としても県と協力して維持管理に努めてまいります。

県からは、インフラの効果的、効率的な維持管理を行うためにアセットマネジメントを導入し、今後も定期点検を継続し、施設の適切な維持管理を実施していくと伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 答弁では、急傾斜地崩壊防止施設修繕方針に基づき、全施設を原則として5年に1回の頻度で順次定期点検を実施し、異状と思われる箇所については、定点の経過観察をしていき、県と協力して維持管理に努めていくという答弁でありましたけれども、木江地区は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、木江小学校区に指定されているので、住民が安全で安心して暮らしていけるように、避難体制の整備、強化を積極的に行っていくよう強くお願いして、この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 答弁は要らんです。

○4番（浜田幸造君） 答弁、結構です。

○議長（信谷俊樹君） はい。

これで浜田幸造議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 巖君） おはようございます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず、所信表明について。

町長さんが所信表明の中で、旧3町合併時1万人を切ったと騒がれていた人口は今現在7,000人を切っています。この中には、広島商船の寮生421人、叡智学園の生徒194名、学習交流センターの生徒28名も入っています。実際には6,400人弱だと思う。

急激に少子・高齢化が進み、平成17年度以降、毎年100人以上の人口減になっている中で、今までの町政のように無駄に近い公共工事を推し進め、そのツケを自分たちの子供、孫に押しつけるのか。そうでなく、いま一度立ち止まって住民にとって必要な事業かどうか検討してみる必要があると思いますが、そういうことを考えているかいらないか伺いたい。

参考までに、令和4年10月1日現在、出生が15名、死亡が176名であります。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森若議員の質問にお答えします。

質問の、無駄な事業を進めてそのツケを次世代に押しつけるのかにつきましては、先日の所信表明で申し上げましたとおり、まず島の厳しい現状を正しく認識するために、DX技術を活用してデータ分析したものを町民に情報公開いたします。それを踏まえて、町民と協議の上、守り残すもの、変えていくもの、後世に託すものに区分して事業の優先順位をつけてまいります。その過程を経ることで、住民に必要な事業が選定されていくものと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 参考までに言ったように、少子・高齢化が進んでいく中で、いろいろな施策を行うに当たり、物事を決めるのは町長さんですが町民の耳、声に耳を傾けていただきたいことをお願いして、私のこの質問については終わります。

答弁はいいです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 2問目、公共工事と費用対効果について。

3月議会において、ある公共工事に1億6,000万円を計上し、本年度予算として調査、測量、設計費用1,400万円が計上されていまして。今現在の利用者は3名の畑耕作者だけだと思うその道路を、ルートを変更してまで行う理由を質問しましたが、意味不明な答弁しか返ってきませんでしたので、当初予算審議で異議を唱え、この1,400万円を削除するように言いました。1人の議員の賛同を得られましたが、他の議員からは今現在の利用者が3名であっても総事業費1億6,000万円で行う事業、計画時には320メートルです。この事業は、計画どおりこのまま推し進めるべきと賛同は得られませんでした。私にとっては、到底理解できませんでした。

課長に伺いますが、1億6,000万円で行うこの事業の費用対効果は幾らぐらいあると思いますか。

また、この事業を行うことによって得るメリットは。今まで同事業で3度も委託費が計上された案件があるかないかも伺いたい。それと、確認しますが公共工事というものは住

民のために住民目線で行うのか、それとも事業者のために事業者目線で行うのか、これも一緒に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、費用対効果は幾らぐらいあると思うかの質問については、国土交通省道路局の費用便益分析マニュアルによると、道路整備に伴う効果としては、渋滞の緩和や交通事故の減少、走行快適性の向上、災害時の代替路の確保等、多岐にわたる効果が存在するとされ、道路整備に伴う費用の増分と便益の増分を比較するものとされています。

しかしながら、本町のように渋滞緩和の便益がないような小規模事業については便益が出にくいのが現状であります。国の交付金、起債を活用すれば町の費用は抑えられるため、町の単独費の費用対効果は均衡するものと考えております。

2点目の、この工事を行うことによって得るメリットについては、本路線沿いには白水から垂水フェリー付近までをカバーする水道施設があり、ライフラインの維持管理を確実にできることでの安心を担保できること、また地元からの要望もあることから、生活道路としての機能保持もメリットの一つであり、老朽化による道路の安全対策として必要があると考えております。

3点目の、同事業で3度も委託費が計上された案件があるかについては、規模の大きい道路ではありますけれども、延長300メートル程度の道路改良で3分割した業務はございません。

そして4点目の、事業者のために事業者目線で行うのかについては、道路法の第42条の1項に道路管理者は道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般の交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと規定されていることから、町としては道路管理者として必要な工事を行うこととしております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 課長、私がお聞きしたのは、この1億6,000万円も出してやって得る費用対効果は何%かを聞いたんです。メリットについても言われましたけど、あの道路たった320メートルを直してメリットがあるのか。ないよ。そして、事業にしても要望書が出ております、地元から。じゃけ、その工事を何とかありませんかという要望書も出とるじゃろ。出てない。わしの手元にはあるよ。その方の分は120名、150名近くあるよ、署名が。そんなことをようしゃあしゃあと言うなあ、あんだ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町の道路事業の費用ですけれども、費用については国の補助金、それから過疎債を使うことで町の持ち出しは約10%ぐらいになると考えております。そうすると、この補助金というのは国からもらえる事業で、これが町の中に落ちてくる事業でございます。約6割が国から交付されるということで、これが町内に回って経済効果があるという面も含めて、この事業には効果が発揮するという意味で説明させていただいたものでございます。

それからもう一つは、地元からの要望があるという意味でも、やはり地元の方にとっては大切な道路という認識があると思われるというところから事業を推進しているものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） それともう一つ、同じ事業で3度も委託費を出したんがあるかと言うたら、短い工事ではありませんと言われましたけど、ここに課長、大変悪いんじゃないけど、平成29年から令和4年までの町が発注した公共工事のが全部あるん、ここに。29年以降は一件もないよ、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町の道路工事で申しますと、明石原田線は4分割、大串大西線が5分割しているわけですけれども、今回の大久保線については当初令和3年度に一括して出す予定でしたけれども、その後ルートの見直し、また文化財的価値の評価というのが必要になって、道路の改良の概略設計というところに途中でとどめたものでございます。

それから、令和4年度に概略設計に基づいて詳細設計を行い、この承認を受けた後、今年度は用地の測量調査ということで分割して行うこととなった事業でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 私が指摘したのは、課長、この29年から令和4年度の中の町が発注した工事の中にはどこにある、どういう工事名に委託費を3回もつけた工事があります。はっきりおっしゃって。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ちょっと大久保線の説明をさせていただきます。

まず、大久保線の測量設計全体を令和3年度に実施をして早期に工事に着手したいと考

えておりました。

しかし、途中いろんな見直しが必要じゃないかということで3分割をして設計をする
ことになったもので、これが一括で発注されれば令和3年度に終わってるんですけども、
それを3分割したということで理解をお願いいたします。

○2番（森若 厳君） 課長、答弁がかみ合っていないよ、質問と。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。答弁が足らんんじゃないん。

建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 分割して工事発注した業務はあるのかについては、以前、明
石原田線とか大串大西線で分割発注をしております。そして、近くでは垂水の上豊広線も
分割して発注しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、ここへないよ。僕はここに言ったように平成29年から
令和4年度までのが全部あるんよ、ここにこれだけ厚いのが。この中に、大久保線以外に
委託費を3回もつけたのはない。記録に残ってない。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、明石原田線ですけども、これが平成17年からの工
事でかなり大きいものでございます。大串大西線については合併前からの工事で、平成2
3年には完了している工事なので、29年以降の資料にはないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） じゃあ課長、これ何でもありか。お化けを出すようなもんじゃな
い、自分が聞くというたら大久保線以外にありますかというたら、自分が議員になる前の
資料を出してどうのこうの言われたら話にならんぞ、これ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大久保線は理由があって3分割したものでございます。近い
ところでいいますと、上豊広線も理由があって2分割しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 仮に課長、これ工事を320メートルやるわな、執行したする
と。そうすると、住民目線じゃないんじゃ、わしに言わしゃあ。事業者目線になるんだ
よ。そりゃ1億円近い工事費がついたら事業者はうはうは喜ぶわな、当然。そのやる事業
者もこのこれを見たらおのずと落札する業者は限られてくるんだよ。こういう工事する

から、わしがここでちくりちくりやられるんだよ。たった3人しかおらんので、利用者、畑へ行きようる3人。その人はもう高齢者でいつどうなるか分からん。そのために全部で1億6,000万円じゃけど委託費を使うとるからもう1億円近くなると思うけど、する必要あるのか。わしゃ、ないと思う。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ただいまの議員の3名というのは、狭いトンネルを通れる人が3名という意味だと理解しております。地元住民からは、誰でも通れるように広げてほしいという要望が上がっており、今まで待っていただいてこのたび事業化したもので、ぜひ上組区のために事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ課長、ここに出てきたこの町民の要望書というものは全然意に介せず工事は進めていくん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 議員がどの要望書を持っているのか分かりませんが、町としては上組区からの要望を継続的に受けておりました。その中で、待ってくださいという回答をずっとしてきたところでございます。

町の中で、道路事業が減ってきた中で、次に上組区、トンネルのところの工事がようやく順番が回ってきたということで工事に着手したものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） これ、要望書というものは建設課には上がってないん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 議員の持たれている要望書がどういう要望書か分からないので、回答のしようがございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ここにあるんです。そこには、大崎上島町の印鑑があるんよ。受付第93号、令和3年11月10日となっとん。ほして、これは誰かな、職員かな、印鑑があるんじゃけど、ちょっと分かりづらいんじゃ。これは役場へ出しとんよ。わし、役場から出してもらったんよ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、分かりませんので、後で見せていただきたいと考えてお

ります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 後でと言よるけん、暫時休憩する。資料にこれが出てくるまで。そりゃそれでも構わんよ。後で後でと言ったらいつ出てくるやら分からんけん、議長。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員に言いますけども、後でというてその後の答えが正当な答えかどうかというのを検証せんやいけんので、続けてやらんと意味ないと思います。

○2番（森若 徹君） いや……。

○議長（信谷俊樹君） その分を出てきた書類が本当にどうかというのを検証せんやあ、検証するのはやっぱり時間がかかるんで。

○2番（森若 徹君） 分かった。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、後でと言われましたので、いつぐらい、どのぐらい後になるか分かりませんが、どっちにしても今は委託費だけでありますけど、必ず事業費が予算計上されてくると思います。全部、国、県で丸抱えですするんでしたら私は何も言いませんが、町から幾らかでもお金を出すようなことがありましたら、この予算が計上されたときには私一人でもまた討論して反対はします。これだけは言っておきます。答弁要らん。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 3点目、指名競争入札の案内について。

令和4年度に調査、測量、設計入札が5件執行されております。その都度、5社から6社に入札案内を出していますが、いつも同じような会社に案内を出していますが、町に指名願を出してる会社の数はたくさんあると思いますが、なぜこのように案内を出す会社が偏るのか。指名業者選定委員が5名いると思います。何を基準にして業者を選定するのかを伺います。

その中に、5回とも案内を出して全て落札した会社があります。その会社名と総契約金額が分かれますか。

このように、1社が独占して落札することに違和感を私は持ちましたので、令和3年度についても調べました。11件の入札があり、令和4年度と同様にその業者に8件の入札案内を出し、7件を落札しています。

このように、1つの会社に落札が偏るということは、以前、町の入札に参加していた自

分にとっては考えられません。おのこの事業の積算金額はコンサルタントに委託したと思いますが、この7件はどなたに委託した。仮に、この落札業者に委託して予定価格を非公表で入札を執行していたら公平な入札とは思えませんが、町としては公平な入札と思うか伺いたい。

また、この業者の3年度の総契約金額は幾らか分かりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の、何を基準として業者選定をするのかについては、測量建設コンサルタント等業務の指名競争入札に係る指名業者の選定は、大崎上島町建設工事指名業者等選定要綱に準じて選定いたしております。

当該要綱において、町は入札に参加しようとするものに対して、業務に係る資格などを要件とする入札参加資格を認定し、必要な入札参加資格を有するものの中から参加させるものを選定すると規定されております。また、指名業者の選定は、適正な施工を確保するための施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮し、公正かつ厳正に行うものとする規定されています。あわせて、不誠実な行為の有無、経営状況、地理的条件、経験などの事項を総合的に判断して行わなければならないとも規定されています。

なお、指名業者の選定の手続は、事業担当課が入札参加資格を有するものの中から、これまでの実績等を考慮し総合的に判断し選定した後、町建設工事等指名業者選定委員会に諮って決定しております。

質問2点目の、令和4年度における測量設計業務に係る入札において5件落札しているものに該当する受注者は、公表しておりますのであえて業者名を申し上げますが、株式会社セトウチ大崎上島営業所で、その落札額の合計は4,642万円です。

質問3点目の、令和3年度において入札を執行した7件の測量設計業務の事業に係る積算をどなたに委託したかについては、7件中3件は本町建設課が積算し、残りの4件は事業担当課が株式会社セトウチ大崎上島営業所から参考資料を聴取して積算しております。

質問4点目の、令和3年度における測量設計業務に係る入札において7件落札しているものに該当する業者の落札金額の合計は、3,154万8,000円です。

入札に係る落札者は、予定価格の範囲内で最低価格の入札をしたものに決定することとなります。入札の結果として参考資料を提出した業者が落札業者に決定することは、町としては公平な入札が執行されていると考えております。

引き続き、適正な施工を確保するための施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮し、公正かつ厳正に指名業者の選定を行ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長が指名業者の選定は実績を考えると言われましたけど、実績を考えるんでしたらいろんな業者をここに、町に出しとる業者が県内が201、町内が2なんです。ということは、この方を順次土俵に上げてあげん限りには実績はつかないんじゃない、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員のおっしゃるとおり、県内200社以上、指名願を出しております。その業者全てを調べることは、はっきり言って不可能でございます。

その実績というのは、本町におけます今までの様々な土木建築等の実績を含め、またうちの業務に対して即座に対応できるとか、その他もろもろのことを勘案しながら選定してのものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 3月議会において、（株）〇〇と（株）〇〇大崎上島営業所との関係はと尋ねますと、同一業者ですとの答弁でありました。それなら、令和3年度に指名願を出している会社が（株）〇〇は住所が大崎上島町大串になつとる、住所は下野町やないのか、（株）〇〇は。大崎上島営業所になるんなら大串でいいんよ。じゃが、（株）〇〇は住所は下野町よ、違う、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 住所の件ですけども、この大崎上島営業所は指名願自体が大崎上島営業所から出されていますので、今おっしゃったように大串の住所となります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃ、5年度には何で今度は（株）〇〇大崎上島営業所と直す必要があるん、住所はそのままにして。頭が変わつとるだけよ、変える必要ないじゃろ、今のおたくの答弁じゃったら、課長。ここにあるよ、皆。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 変える必要がないというのは、質問の趣旨がちょっと不明なのでですけども、令和3年と比べられとんのですか。

○2番（森若 巖君） うん。

○総務課長（山本秀樹君） 令和3年度は営業所で指名願ではなく、竹原というんか、向こうから指名願が出とるんで、竹原の住所になります。大崎上島営業所というのは、指名願自体がその営業所から出されておりますので、そちら大串の住所になります。よろしいですか。

○2番（森若 巖君） ちょっと理解に苦しむのう、わしの頭が悪いんかな。ええよ、時間がないけえ、もうこれはええよ。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 4点目、垂水団地の外部改修工事について。

令和5年3月定例会におきまして、工期が令和4年10月26日から令和5年3月31日までありましたものを、令和5年6月30日に約3か月延長になりました。その理由が、外部施工面積増になったとの説明がありましたが、契約金額には変更しないとのことでありました。

それでは、最初に工事費として出した9,626万1,000円というものは誰が積算したか伺いたい。品物が入らなくて工期が延長になったんなら理解ができますが、施工面積が増になって工期も3か月も延長になったのに工事代金にはならないのは、民間の工事に携わっている自分にとっては到底理解できません。

そうすると、この最初の事業費9,626万1,000円は井。資材高騰の中で、施工面積は増になりましたと。ほいじゃが、契約金額は変わりません。これはどのような手品を使ったらなる。それをお聞きしたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、最初の工事費9,626万1,000円は誰が積算して答申したのかの質問については、町が委託契約をした建築会社において工事費を積算しております。

2点目の、どのような手品を使ったら契約金額が増にならないのかの質問について説明いたしますと、ちょっと過去の経緯から説明させていただきます。

この工事は、令和4年10月25日に町議会で議決され、令和4年10月26日から令和5年3月28日までの工期で工事してまいりました。当初は、工期内に工事が完了する予定でしたが、工事施工中に施工数量が増えることが確実になったため工期が足りなくなり、令和5年3月28日の議案第34号で、工期の完成を令和5年6月30日に延長する

議決を受け、工事請負契約を変更したものでございます。

この時点では工事の施工中であり、施工数量が増え工期が延びることは確実でしたが、金額の算定は困難で、契約金額の変更はできなかったものでございます。

このたび、数量が確定し契約金額が定まったため、6月6日の定例会において、議案第42号で契約金額857万8,900円の増額を上程し議決されたもので、ご理解いただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、最初の工事費の9,626万1,000円、これは課長、K構造が出したんじゃないな。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 資料をお持ちで知っていると思いますが、議員のおっしゃるとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは課長、この増額になった857万8,900円というものはどこから出した。そして、3月議会のときにおたくの口からはっきり言って資料までもろうとんよ。その中には、工事面積が増えましたと、それが契約金額を変更しませんとはっきり言っとるんよ、自分が。それが、このたびはこの857万8,900円を追加で出してきとる。あまりにも議員さんが何も分からんかと思うてばかにしとんじゃないん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、契約金額の増額でございますけれども、予算支出科目としては当初契約した垂水団地の改修工事の中から857万8,900円を支出しております。

そして、工期のみの変更というところでございますけれども、先ほど少し説明させていただいたんですけれども、私、令和5年3月28日の定例会において設計数量が増えれば増額する、それから工事を施工しながら劣化部の調査をしているので、数量の取りまとめができないということをご理解くださいという説明をさせていただいております。

なかなか工事をしながらその金額を算定するっていうのは業務上無理があるものでございます。したがって、工事が完成をしてこのたび数量が確定し、施工業者と金額が折り合ったということで変更をさせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 私が課長、何でこれだけしつこうに言うかというたら、この業者は大崎上島幼稚園があったじゃろ、あのときの工事にも最初の事業費というたら当初は6,387万400円じゃ。えらい高いなあと言うたら、発注時には3,476万円、約3,000万円ほど下がったんよ。信用できん、この業者。あれが1点目。このたびの垂水の住宅、あれでもう2点目。今日、最初に質問した水橋議員が尋ねた柿の浦団地があるじゃろ、あれもこの人がチョンボしとんよ、図面は。全部ばらしてもうここで押っ広げてもしゃあないが、それを出したんじゃ大変失礼に当たるけんね、業者に対して。言やあせんけど。こういうものはもう呼ぶな。わし、はっきり言う。チョンボばかり。ペナルティーを科せ、ペナルティーを。何かここの人を呼ばにやあならん、会社を呼ばにやならん理由があるのか、課長。その指名委員5人いわれるけど、副町長さんはこのたび初めてじゃけん番外と外して4人おるじゃない。副町長がおらんかったら総務課長が頭じゃろうと思うけど。出すことを考え、ちいたあ、ペナルティー出して。どう思う、わしのこの質問、答えくれえや。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事の内容については、担当課も含め単価とそれから数量というのは確認をし、適正な金額で工事を施工しているものと考えております。

このたびの垂水団地においても、このたび工事が完了するということで、後日、国の補助金をもらっておりますので、国の検査を受けることとなります。国の検査というのはかなり厳しいもので、この工事の単価、数量等を検査されるもので、国が認めていただけるということになれば町としても適正な金額で適正な工事が行われたものと判断してもいいと考えておりますので、今指摘のあったような図面が違うとか、そういうことはなかったということになろうかと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） それでは課長、これ施工数量はどのぐらい増えた。普通なら857万8,900円が欲しいです、出して追加してください、そのときには一緒に施工面積がこれだけ増加になりましたからこれだけ必要なんですという資料を常任委員会でも何でも出してきてから了解を得るのが先じゃないのか。数字だけポコッと上げてきて、このたびのことも施工数量が5平米しか増えませんでしたけど、800万円ほど必要なんですと言われたら困るじゃろ。幾ら増えた。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 少し細かい話になりますけれども、質問があったのでお答えいたします。

垂水団地においては、ひび割れ補修というのが144メートルから179メートル、それから鉄筋の処理については132メートルであったものが調査の結果1,168メートルと、かなりの増えたものになっております。

その関係から、工事の工事費が増額したもので、説明が足りないということは申し訳ないと考えております。議員のほうはその数量を確認したいということであれば、設計図面がございますので、提出させていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員に言いますけど、これは13日の日に契約の変更で事前に説明があると思うんで、そのときに詳しい内容を聞いてもろうたら。違うんか。ごめんなさい、間違い。失礼。

○2番（森若 徹君） いい。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○2番（森若 徹君） 課長、施工数量の分は図面を見に来いと言われました。あまりにもあれじゃない。普通、皆さんの議員にお示しするんが普通じゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 議員からそのように賜りましたので、今後図面を提出させていただきたいと考えております。

今回の図面については、森若議員のほうにお持ちしますので、ご覧いただきたいと思います。

○2番（森若 徹君） もう一点。

はいじゃが課長、これ857万8,900円という費用はどこから工面するん。最初の工事費用じゃったら9,626万1,000円からなら工面できるけど、入札予定価格からいったら足らんのじゃ。どっから出す。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当初の工事費が9,621万6,000円ありました。入札の結果、入札率が95%ぐらいだったと思うんですけれども、予算残が残っております。その予算残の中から支出することとしております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。

当然ですわな、今言いますように入札の予定価格は7, 579万円じゃった。落札が7, 200万円で、それに消費税を加えたら約7, 900万円ぐらいになるから、当然この入札予定価格から出されんけん。こっち今言いますように工事予算の9, 600万円から出される。正解、丸です。答弁はいいです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、早うせんと時間がないです。

○2番（森若 徹君） あと何分ある。

○議長（信谷俊樹君） あと5分。

○2番（森若 徹君） 5分、分かった。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 最後の質問になります。

公共工事の契約方法について。

契約方法には、指名競争による契約と随意契約、この2つの方法と思いますが、ほかにもありますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法第234条において一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競売の方法により締結するものと規定されております。

一般競争入札とは、公告によって不特定多数のものが募集し、入札によって申込みを競争させるもので、競売とは他の競争者の申込価格をお互いに知った上で価格を競争させるもので、最近ではインターネットを利用したの公共財産の公売に採用されている契約の方式です。

なお、機会均等、公平性、経済性の原則から、地方公共団体の契約の方式は一般競争入札を原則としているところですが、本町の入札においては、地域の活性化等の観点から地元企業の受注機会の確保を図ることを目的として指名競争入札を採用しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。

それでは伺います。この5月17日に、ある業者が白水の7号住宅を工事しておりました。そして、早速5年度の入札の実行状況を見ましたら、指名競争入札ではありませんでしたので、多分これは随意契約でしたんじゃないかと思うんですけど、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

白水住宅の修繕については、建設した業者、また後日修繕を担当している業者を定めて、責任を持った形で修繕等をしていただいております。その関係から、現状をよく把握した業者に随意契約するものと、それが町にとって一番有益であると考えておりますのでそうしております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃ課長、これは随意契約したのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事もかなり出しておりますので、その工事が随意契約であるか指名業者であったかは今記憶にはありませんけれども、流れからして随意契約ということだと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、課長の話では、多分これは随意契約よ、これ記録は残っておりませんから。ほして、随意契約する場合には積算者が要る、必ず。分かります、見積書。要は、随意契約が5万円でも10万円でも、最大こういう建築の場合だったら130万円までオーケーなんですけど、いろいろ理由をつければ、総務課長、何ぼでも随意契約できるけどな、そうじゃろう、へ理屈つけたら。

○議長（信谷俊樹君） いえいえ、へ理屈の答弁は要らんです。答弁せえ言うて。

○2番（森若 徹君） できるじゃろ。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 随意契約につきましては、地方自治法の167条の2項に、前の質問でも答えましたけども、その中で幾つかの方法がございます。130万円というのは第1項規定でありまして、ほかの規定にのっとってその価格以上で随意契約することは法的には可能でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほじゃけえ、建設課長にお聞きしますけど、これはほじゃけえ随意契約と今はっきり言われました以上は、積算者は出てきとるな。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事執行伺いという形で積算しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほして課長、これ大変しつこうに聞くけど、随意契約する場合には仕事をした業者のだけじゃ駄目なんよ、もう一社要るん、2社要る、最低でも。ここにはっきりと書いとんよ。2社以上の見積書を取って契約を相手側と交わしますとここにはっきりと。2社取っとん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 個別の案件でただいま資料がございません。

ただ、住宅の修繕については、2社取ればいいんですけども、地域の実情に精通した業者を選ぶこととして、責任を持った業者に修繕していただいておりますので、随意契約の中の理由ということで考えていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、この業者は白水のフェリーのトイレがあるじゃない、あれも工事しよったな。あれも、じゃあ一緒に随意契約じゃろ、当然。私の知つとる業者がそこをしよったけん、物を言うたんじゃけど。違う。元請はこの7号住宅をした業者と一緒にじゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 地域の実情に通じた業者であるので、随意契約をしたと考えております。

○2番（森若 徹君） もうええ。もういいです。

○議長（信谷俊樹君） 最後。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。もう答えはいいです。もういつまで言ってもなかなか似ても似つかん言葉ばかり返ってきますけん、やめます。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 徹議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

ちょっと待って。立っておらんようになってから。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 私のほうからは、本日は1問通告させていただいております。

まずは、谷川町長、それから小田副町長、改めて就任おめでとうございます。町の発展のために取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、所信表明についてということでお伺いいたします。

町長は、所信表明において選挙公約における5つの誓いのほか、新しい大崎上島未来ビジョンという構想も打ち出されております。具体的な中身はこれから練っていくのであろうと私個人的には推察したところでありますが、既に案をお持ちであるのであれば少しお伺いできたらと思っております。

また、持続可能な地域社会をつくるために最も必要だと思うこと、これについて思われることを少しお話いただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目、新しい大崎上島未来ビジョンの中身につきましては、現在の長期総合計画の更新時期に合わせて検討してまいります。

現計画は、基本構想と基本計画の2部構成となっております。その期間は、平成27年度から令和6年度までの10か年となっております。この基本構想に相当する未来ビジョンは、令和6年度末までに策定する予定となります。

内容的には、令和の時代になって以来、コロナ禍や気候変動による未曾有の自然災害を誰もが経験する中、地球規模の根源的危機を乗り越えるためには、脱炭素、ゼロカーボンへの取組をいざなうとか地域の理想的な姿を指し示す羅針盤、未来ビジョンが必要となってきました。

具体的には、次世代の牽引役となる子供たちの思いも十分に酌み取るとともに、地域住民を中心に未来の理想的な姿やゴールの姿を描き、その実現に向けてやるべき活動を大胆に考える未来志向のアプローチです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

まず、今谷川町長が説明していただきましたことについて私の感想を申し上げさせていただきますと、それぞれの個人、住民個々が幸福を感じる社会というところの延長線の話なのかなと思うわけです。

私は、もちろんそこは非常に大事なことであろうと思います。日本は基本的人権を尊重する、個人の自由と権利を尊重した国であり、そのことについて何ら異議を申し上げるものではありませんが、一定のルールの中で社会を形成していく、社会を形成していくとい

うところで2点目のところで触れさせていただいておりますけども、持続可能な地域社会、持続可能な地域社会というのは人口の増減はあるにしろ、文化、伝統といったことも含めたその地域の在り方そのものを次世代に継承していくことも含まれるであろうと思います。

その中で、例えば個人の自由が最大限尊重されていくことっていうのは当然のことではあるんですけども、ただそこに、これは当然国民の合意形成が必要であろうとは思いますが、一定程度の制約も必要ではないかと思うわけでありまして。もちろんそれを町がどうこうできる話ではありません。

ただ、要は地域社会っていうのが、小さく言えばこの大崎上島町です。ところが、大きく言えば国家なんです、日本国。日本国そのものは、憲法もそうですけども、結局その国家による安全保障体制も含めたところ、この中に守られているからこそ、この人権も主張できるわけなんです。

そうして考えていったときに、持続可能な地域社会というものをつくるときに、個々の尊重は当然ではあるんですけども、ただそれとは別で大局的な見方として行政としてこういう取組をしていかなければいけないのではないかということもあると思うんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 今のご質問にお答えいたします。

持続可能な地域社会ということをつくるには、今SDGsという言葉が皆さんご承知いただいていると思います。それは、持続可能な開発目標という言葉で日本語にするとなるんですけども、その考え方を基本としていきたいと思っております。

考え方というのは、歴史とか文化とか伝統、そういったものをベースにしたものはごく当たり前のごとく尊重しつつ、どういうふうな取組をしていくかという考え方だと思っております。

つまるところ、住民、事業者、行政職員など地域内の様々な人々、グループが、自分の立場や領域を超えて、つまり普遍的なものを一緒に考えていきたいという意味を含んでおります。その中で、地域の未来像を描いて、その実現に向けてみんなで協働し、この協働というところに社会性というのが出てきます。社会性ということは、要するに自分1人の自由の権利主張だけではなくって社会性というもので、他者のことを考えていくと。それは国家のことというのにも含まれるかもしれません。そういった取組へ挑戦する地域を、国

家の縮小がこの我が島であるというふうにおっしゃっていただいたように、その地域はどこでも普遍性がございます。その普遍性のことを皆で考えていって、その原点である歴史、文化、伝統も含めて考えていくという考え方でございます。

このためにも、いろいろな考えが皆様個々にはございます。それをまとめていくという意味で、議員の皆様の理解と協力も賜りながら、全ての島民の結集をし、また島外の協力もいただきながら、産学官民による大崎上島チームという名目をあえて申し上げましたが、我々がその先人のことも踏まえながら将来のことを考えていくという一体的な取組を考えていきたいと思っております。

ですから、2年がかりで結構まとめるものはそんなに長くはこのビジョンについてはないと思いますが、この羅針盤というものをどう考えるかというのは、皆さんの意見をどう集約するかということで、大変難しい問題ではありますが、ぜひ皆様にお諮りしながら進めていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

要は、その意見の集約を行いたいということで、私個人的にはやはり町長、首長となると町のリーダーですから、ある程度自分の思いといいますか方向性というものをご提示いただければと思うんですけども。

例えば、ちょっと部分的でありながら実は核心の話でもあります。少子・高齢化の問題です。持続可能な地域社会、これが今の大崎上島町の少子・高齢化率、これが持続可能な地域社会、例えば30年後、40年後のところまで今の世代構成の中で継続的に地域社会を形成していけるか、私は非常に難しいと思うんです。なぜ30年後、40年後かといいますと、その30年、40年先、2060年には日本国全体が高齢化率50%という時代を迎えるわけです。

今、日本国全体で言えば30%のところまで推移しているところです。ですから、過疎化のはげしい高齢化率の高い過疎地に対してもある程度の支援策というものも講じられるわけですけども、そうではない時期も来るわけなんです。じゃあどうするのか。そうならないように、それを食い止めるために少しでも動こうではないかというところ、ここがまず前提だろうと思うんです。

近年、子育て支援ということもいろいろ言われておりますけども、私、子育て支援策と

して、例えば子育ての育児サービスであるとかそういったところの充実とか、そういうことの部分というのはちょっと今の時期は置いとく、置いとくということはない、それも必要なんですけども、まず率先して取り組まなければいけないのは、いかにして子供を増やしていくかということだろうと思うんです。非常に難しい話です。ですけども、ここに取り組まずして幾ら子育て支援、サービスの充実をやったところで子供はどんどんどんどん減り続けているわけです。

現に、大崎上島町令和4年度新生児出生数が15名ですよ。長らく平成20年度代ぐらいのところは約30人ぐらいはっていうようなところで推移してきたと思うんです。平成20年より以前になると40人、50人とか。これも私たちが子供の時代、私の同級生ぐらいの年代のところからいうと考えられないような数字ではあるんですけども、もう既に20人を切るような時代が来ております。

これで地域社会を持続させていくことが可能かどうか、ここを重点的に考えていくべきだと思うんです。水橋議員が質問の中で話もありましたけども、子供の支援手当を例えば定住してくれた実績に応じて出していくというようなアイデア、提案が先ほどあったと思うんですけども、私も以前からそのことを申し上げておまして、例えば高校に入学するタイミングであったりとか大学に入学するというタイミングであったりとか、そこまで頑張って大崎上島で子育てをしてくれた人に対して、一番お金がかかるであろうタイミングでお金を、財政的な支援をしてあげる、そういった仕組みというのはありなんじゃないかなと。

ちょっと今年の初めですか、岸田総理が国として取り組むということで、児童手当の延長というような話も、延長というか手厚くするような話が出てきた。私、これは国がやってしまうことには大反対なんです。国がやってしまうと全国一律なんです。そうではない政令市、政令市でも昨日ちょっとニュースでありました広島市なんかは流出人口のほうが多いから、ちょっと何か取り組もうということで、定住支援のようなちょっと手厚いものが昨日のニュースで出ました。

ところが、広島市とかという政令市、あるいは学園都市になっております東広島市もそうですし、全国的に見ても大都市なんていうのはやっぱりその周辺から人が集まるのは集まるんです。じゃあ、その周辺の過疎地がどれだけ人口を増やす方向に持っていけるかっていうことを考えたときに、本来国がしっかり、何でしたっけ、今変わっただけですよ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法っていう名前に変わってますけど、過疎

債を使って過疎地域がこういったことに取り組めるような方法というものを国のほうにどんどん陳情していきながら、それにしっかり過疎地域の市町村が取り組みながら、それによってその周辺にある政令市等も潤っていくというような仕組み、これはごめんなさい、私のまるきり私見なんですけども。

ですが、こういった仕組みというものを地方からどんどん声を上げていきながら国のほうの向きも変えて行ってもらおうような、そういった取組をどんどんしっかりしていきながら、でないと持続可能な地域社会っていうのは形成できないと思うんです。

私のこの提案、谷川町長、どのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ご質問にお答えいたします。

今、その答えを国も模索して、なかなか答えがありません。その代わり、今、実は国はいろんな交付金措置をして地方公共団体の取組を支援したいというふうな制度を今設けようとしています。

具体的に今私が調べている範囲の中では、国環境省において、実はこの全国全ての地方公共団体をシミュレートしてくれてるものがあります。この大崎上島もシミュレートして八十数ページのレポートがあります。それを実は、選挙を私が戦っていくときにそれも見ながらということで、実は将来どういう形を皆さんに提案できるかといったときに、循環型社会という形を取ってます。これは人口だけじゃなくて所得、要するに企業の分配も地域のほうに落としていくと、そういうような形で地域経済循環分析というものを国のほうが今始めたところなんです。

それで、自分としましては、この長期総合計画を考えるとときのビジョンの中にこの考え方をどう盛り込んでいくか、あるいはその分析を国任せにするのではなくて、今のDX班、この我が庁内にも企画の中にDX担当も設けた中で、そういった分析をする形を取っていきたいというふうに実は思ってることで、まだそれは庁内でもこれから話をしていこうと思ってることです。

なぜそういうことをするかというと、国の分析しているのは結構非常にデータを重視して、産業連関表であったりとか国勢調査とか人口動態推移、それを各町村ごとに全部まとめて、それで分析してってくれて、かなりの実態を把握する意味では非常に参考になるものでございます。

それを踏まえて、将来どうするかといったときに、閑田議員がおっしゃった人口がどう

なるのといったところを考えると、実はこれもまたデータ分析のシミュレートがありまして、島根県と私が十七、八年前に広島県の定住交流をやったときに、何人地域に人がどういう形のものが増えたらプラス・マイナス・ゼロか、減少をかなり止めれるかというシミュレートを、島根県の中山間地域センター研究所の担当官と一緒にシミュレートしたときは、それは今違ってるかもしれないんですけども、集落というか地域で1,000人単位のところがあったとしたら1年に1家族子供2人連れの家族が増えてくれるとプラス・マイナス、今の50万人から60万人しかいないという島根県でも維持できるというようなデータをつくったのがその十七、八年前の感じです。

ただ、今はもっと人口減少が進んでるんで、その1,000人に1家族よりはもう少し要るかもしれません。しかし、できない数字じゃないんじゃないかというふうに思ってます。というふうに、目標を人口ならこれぐらいを、家族、世帯で1家族、例えばUターンの人だってもっともっと帰ってきてもらえたらというような、島ならば何も全部新しい本当のIターンの方だけといったことではないと思うんで、仕事をつくっていくということとセットで島に帰っていただく方とか、ああやっぱり大崎いいねと言って、今日も施政方針の中でDXの誘致というふうのをしてきましたけれども、これについても今広島商船高専の定員をといる中で、DXの人材の増員を要求をするというのが確定するかどうか今瀬戸際のところでございますが、そういう中で人材を島で、そういうDXの若者も住まれる条件も整い、職場も島の中にそういった企業が整い、そうして人口7,000人を、減るのは致し方ないとしても、過疎と言わず適疎という言葉で適当な、やっぱり緩やかな地域、四、五千人は必要だと思います。そこでとどめられるかということを考えていこうと思ってます。

それは、データとしてできる限りの分析をしてまいりますんで、それによって皆様にお示しするといったのはそういう具体的なデータをお示した上で、じゃあどうする大崎上島という形で皆さんと考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

データを取るっていうことは非常に重要なことであります。前高田町長の時代にも、私も何度も申し上げてきました。結局、国が制度として設けているものの統計調査っていうところのことに絡めて話をしていたんですけども、要は統計調査ということで名前が上がっているにもかかわらず、もう実際にじゃあ町に大崎上島町としてどういうデータが必要

なのかっていう検証もせずに国から求められるものだけをやるのはおかしいでしょっていうこと。町として本当に必要なデータっていうものをどんどん取りましょよということも申し上げてきたんですけども、ぜひそういった中でやっていただければと思います。

今言われましたように、仕事を持った方が来られてくれる、これは一番手っ取り早いというか、いいことなんですけども、それとは別で、やはり企業誘致、これは非常に困難な道です。人がどんどん減っていく中で、市場規模そのものが縮小していく時代に、なかなか企業誘致というものは今まで以上に困難になってくるんだろうとは思いますが。でも、ここに取り組まないことには、やはり若い人たちがここに定着してここで生計を立てていくっていうこと、これができる環境、要は仕事を選べるような環境というものを少しでも実現できるように取り組んでいただきたいと思います。

あと一つ、最後に申し上げて、お願いしておきたいこととしまして、ぜひとも町政のかじ取り役として、枝葉にとらわれず大局的な視点で行政のかじ取りをお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時より再開いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員、前へ。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） よろしく願いいたします。

今回は、ちょっとこの上島町における障害者の方への施策とかを質問させていただきたいと思います。

この大崎上島町には、障害者の方がご利用できる施設があります。そこでは、農作業をしたりとか焼き菓子を作ったりとか、そういう作業をしながらサービスとかを受けている方がおるんですけど、中にもグループホームという施設もあります。それは、この障害を持たれている方が親亡き後も生活できるようなという思いでつくられた施設であります。そのグループホームの利用者の方、割ともう年齢が高い方が多いです。若い方もおる

んですけど、そういう方々の今後の住んでいく場所とかなんですが、このグループホームっていうところはある程度自立した方が一応利用されています。

そういう中で、けがとか病気とかでちょっと身体介護、お風呂の介助が要ったりとかトイレ、排せつ介助が要るような状態になりますと、今のグループホームではちょっと対応が難しくなってきます。難しいんですけど、今職員さんも頑張っておりますので、身体介護が必要になったから、じゃあすぐちょっと違う施設を探しましょうっていうわけじゃなくて、もう夜のほうも夜間帯の排せつ介助だとか、そういったのも一生懸命やられておるんですけど、どうしても対応が難しくなった場合、どうしてもやっぱり今の島の中ではそれ以上受け入れる施設がありません。島外のほうに出ていくことにはなるんですけど、ただこの障害を持っている方も住み慣れた地域、この大崎上島町で生活していきたいという思いのある方が多いと思います。そういう方への大崎上島町の支援、施策といったものはどういふものがあるかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 進藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、現在、障害のある方の町内の受入れ施設は、大崎福祉会が運営する障害者グループホームが2施設あり、定員は21名となっています。

ただ、障害者グループホームは、先ほども進藤議員からもありましたが、障害のある方が自立した生活が営まれるようにサポートを行う施設となっており、自立した生活が困難な方は対象となっておりません。

身体に障害があり自立した生活が困難な方が入居できる施設は、近隣の竹原市に1施設、また知的障害がある方の施設も竹原市に1施設ございますが、どちらとも待機者も多数おり、すぐに入所できる現状ではありません。

ただし、障害をお持ちの方が65歳になりますと介護保険の第1号被保険者となります。被保険者になることによって、その方の介護の認定度によって介護施設への入所も可能となっております。

ご質問にあります、1人での生活が困難な障害のある方の支援については、例えば町内の特別養護老人ホームに障害のある方も利用できるようサービスの転換を図るなどの方法もあり、現在、町内の社会福祉法人とご相談をさせていただいております。県のほうにも確認しますと、すぐに転換をしたからといって利用できるわけではなくて、それなりの施設の改修も必要というふう聞いております。

なお、本年度は、障害者基本法に基づく障害者基本計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の策定年でもあります。昨年度行った当事者の意向調査の結果やニーズを反映した施策を展開できるよう関係機関と協議を行い、障害をお持ちの方が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

障害を持たれる方も65歳を超えると介護保険の取扱いになって利用できるということですけど、その前です、65歳以下、特定疾病を持っている方であれば介護サービスも受けれると思うんですけど、そうでない方の支援というのも今後必要になってくると思います。

これはちょっと質問には書いてなかったんですけど、今実験事業で放課後デイサービス等のようなことをやられておりますが、その障害者、障害児の方への支援も必要になってくると思います。やっぱり療育、この療育っていうのがちょっとすごく重要になってきます。小っちゃいときに療育を受けていないと、年を取ってくるとちょっとどうしても社会の中で生活していくことに対応できない方が出てきます。今でも、やっぱりおるのおつてです。ちゃんと洗濯物が畳めないとか、そういったちょっとしたことなんですけど、そういった社会性を身につけるためにも必要なサービスだと思いますので、できれば実験事業から制度事業になるべく早く替わるようにしていただきたいとは思っていますので、よろしくをお願いします。

この親亡き後の障害者の方の生活状況、どうやっていくかっていうのも、今現在2つの施設グループホームで受けていきますが、そういう中でどうしても今入り切れないうつていうか、待機者というのもおりますので、なるべくスムーズに入れるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これは、あと福祉会のほうです。これは町ばかりがやるわけじゃなく、福祉会のほうも努力していかんやいけんのんですけど、福祉会との協力体制っていうのはどういった感じで進んでいますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 町の福祉行政と大崎福祉会とは、町の介護福祉に関しまして

は両輪だと考えております。町のほうでも、先ほどもちょっと放課後デイサービスの話もありましたが、確かに利用者さんのほうから放課後デイサービスの利用日が週2日でちょっと時間も短いので、これを延ばしてほしいという要望も聞いております。今、社会実験事業を行っている団体にその点も打診をしましたが、今の現状では難しいということも回答を得ています。町としましては、そのままでいけないということで、内々ではありますが、大崎福祉会ともいろいろご相談をさせていただいております。

また、この障害者福祉計画の中でいろいろな話が出てくるかなと思いますので、そのときにまたいろいろお話をさせていただきたいと思います。

今後、大崎福祉会は、今単年度でいくとなかなか収益的にも難しいという話も聞かせていただいておりますが、大崎上島町内の高齢者が微減ではありますが減っております。ただ、これから先、介護が必要なくなるのかというと全くそうではなくて、団塊の世代の方たち、75歳以上の方たちが今現在元気なので介護サービスの利用はありませんが、この方たちがもう10歳年を取るとやはり介護が必要になってくると思います。そのときには介護の提供する側の充実を図っていないといけませんので、今現在少ないからといってそのまま先細りにするつもりはありません。

先ほどもありましたが、今庁内で足りない面については大崎福祉会と協力をしながら、町民の方が安心して最後まで暮らせる大崎上島町になるよう、大崎福祉会とともにいろいろ計画を練っていきたいと思いますので、また大崎福祉会のほうにもご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） あと、それと町長の施政方針の中に、高齢者のことは具体的に高齢者って出てましたけど、福祉っていうのは、ご存じだと思うんで生意気なことを言うようですけど、もう全般です。高齢者も障害者も僕たち一般の人も含めての福祉サービスになりますので、これからの町政、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日、大卒2点、質問させていただきます。

1点目、前半と後半に分けて質問させていただきます。

町民からの意見、要望への対応について。

谷川町長は、町行政と町民がさらなる信頼の絆で結ばれる住民対話と情報公開の徹底を掲げられておられますが、町民からの意見や要望を聞き、それに応えるために、具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

町民からの意見や要望は、今までのように意見箱や町のホームページからのメールを利用されていかれるのか、町長個人もしくは町公式のSNSなど新しいことを始められるご予定はあるのでしょうか。

また、意見や要望に対する町の回答や対応したことについて、町のホームページなどに掲載して周知するお考えはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員の質問にお答えします。

質問の1点目、町民からの意見や要望を聞く具体的な手続は、各区長が責任を持って取りまとめる地区要望書の提出、各庁舎玄関入り口に設置しているご意見箱への記入用紙投入、町公式ホームページへのメール問合せであり、現在、総務課窓口で責任ある対応に努めています。

さらに、SNS等についてのご質問でございますが、町長個人もしくは町公式のSNSなどよりも、まずは現在運営している大崎上島町ホームページ公式サイト of 適宜な情報提供の徹底を取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、まず当たり前のところから再確認する必要があります。タイムリーな情報更新や公式会議の議事録提供など、町民が必要とする情報を徹底して開示し、情報公開に努めてまいります。

今後は、庁内DX推進の一環で各課からの情報提供システムを再構築するなど、抜本的なホームページ管理体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 現状では、SNSの利用は予定はないということなんですけれども、災害時の情報提供としては行政防災無線もありますが、SNSで市長や町長など行政のトップが直接情報を発信することによって、いろんなうわさが飛び交ったりする中で正確な情報を得られやすいというメリットもあるかと思えます。

まだ町長が就任されて間もないということもありますけれども、今後そのようなことも、今現在されていることをまずは整えていくということですが、その次の段階と

して可能性としては始められるお考えもありますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 特に、防災の点ということでお答えできればと思います。

今現在、防災のときに私も盛谷区長をしておりましたけれども、区長を通していろんな連絡、その集約、そしてそれを町に対する連絡という形では、かなり苦労しながら機能をさせておりました。

そういった中で、今後特にSNSを利用したりする場合、ご高齢の方の利用率というのが非常に関わってきますので、DXの対応というのは庁内だけではなくて、庁内というのは庁舎の中だけではなくて、特に今までそういう形で使い慣れてない方をどうやって使っていただけるような形に持っていくかということで、防災だけではなくてそういう体制も整えながらDXの対応の考え方をこれからまとめてまいりますので、またそこら辺は防災の対応でまず何ができるかというのを最優先に考えながら検討はしていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 区長を通して連絡をするということで、なかなか皆さん電話でやり取りをしていますと回線が混み合うこともありますし、なかなか情報を集約するということでも難しいところがあるのではないかと思います。

一方で、先ほどもDXの関係で高齢者の方が多いということで、SNSなどでは情報を取れないという方もいらっしゃる。それも事実です。ただ一方で、若い世代もいらっしゃいますし、防災行政無線が聞こえないということもあります。それを考えますと、どちらか一方ではなく両輪でやっていくということも必要なのではないかと考えます。

また、SNS、例えばフェイスブックですとかツイッターの場合は高齢者の方はご利用されてる方は少ないかとは思いますが、公式LINEで行政の公式LINEをつくっている市町もあります。そのように、高齢者の方でも使えるツールを利用して情報発信をしていくということも必要なのではないかと考えています。また、高齢者のスマホ教室などもされておりますし、皆さんスマホをお持ちの方も多くいらっしゃいます。高齢だから使えないというふうに決めつけるのではなく、もちろん使えない方には電話での情報提供ですとか防災行政無線を利用した情報提供も必要ですが、DX推進にも関係してきますが、使えるものを使ってどんどん情報提供の幅を広げていく、そういうことが必要なのではないかと考えています。

LINEの公式ですとか、例えばフェリーが止まるときとかも無線があるんですけども、なかなか島外にいたりですとか運転中の場合は聞こえないということもあります。また、災害時、避難で移動している場合ですとか大雨で音が聞こえにくい、家の中に無線の受信機もありますけれども、いろんなパターンを考えてなるべく情報が届くようにということが必要だと思います。

公式LINEの導入についても、すぐには難しいとは思いますが、今後そのように考えていただきたいと思います。

最後の、意見や要望に対する町の回答や対応したことについて、要望書などもそうなんですけれども、要望書ですとかメールで連絡が来た件について、意見をいただいた方の了解を得ることは必要だとは思いますが、このような意見をいただいてこのような検討をしてこのようにしていきますという情報公開が必要かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 要望の公開ですけども、おっしゃることもあると思いますが、要望の中にはそういったことにそぐわない要望とあります。意見箱等、そういったことのないこともたくさんあります。おっしゃる公開の手段とあります。公開することが必要であると、今現在は公表することといたしていませんけども、今後そういったことに向けても検討してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） では、1問目の後半に移らせていただきます。

3月議会の一般質問において、子育て支援について伺いましたが、放課後子ども教室についての質問に対する答弁の中で、町長と教育長宛てに放課後子ども教室の拡充を求める要望書が保護者から出されたとありました。この要望書は3月13日付で、要望書には回答を書面で求める旨が記載されておりましたが、5月半ばを過ぎても回答はないとのことでした。子供や保護者の仕事に関わることで、早急に改善し回答すべきと考えますが、いかがでしょうか。

同じく、3月議会で質問した大崎上島幼稚園の一時預かり保育対応についても、町民からの要望です。答弁では、令和5年の夏休みから実施できるよう制度を構築するとありましたが、実施できるようになったのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の、町民からの意見、要望への対応についての放課後子ども教室の拡充を求める要望書への回答に関する質問並びに大崎上島幼稚園の一時預かり保育に関する質問についてお答えをいたします。

本年3月13日に、放課後子ども教室の拡充を求める保護者の会より、町長と教育長に対して放課後子ども教室の拡充を求める要望書が提出されました。

その要望書には、新3年生の入会希望者が利用できない状況に陥ることは大変深刻な問題であるとの意見が述べられており、教育委員会ではこの要望を強く受け止め、スタッフと再度協議し、3年生は入会可能と入所決定の通知を行い、令和5年度の運営をしているところです。

ただし、質問にありました要望書の①としまして、大崎の放課後子ども教室の新設、増設もしくは施設面積の拡張、2点目、放課後子ども教室の土曜日の利用時間を午前8時から午後6時にするという要望事項の回答については、文書による回答を求められておりました。回答が遅れて大変申し訳なかったのですが、先日6月5日付で代表者宛てに回答をしたところです。

教育委員会では、放課後子ども教室の意義を踏まえ、児童の安心・安全の確保を図りながら、課題となっているスタッフの確保や教室の充実等に力を注いでまいります。

2点目、一時預かり保育についての質問です。

3月の定例会の一般質問におきまして、令和5年度の夏休みから大崎上島幼稚園の預かり保育を実施できるよう制度構築を図りますと答弁をいたしました。その計画に変更はございません。

現在、仮称ではありますが、大崎上島町立幼稚園預かり保育事業実施要綱により、保護者の就労、家族の通院、看護、介護で預かりを必要とする幼稚園に在籍する園児に夏季休業中に預かり保育を実施する事業の規定を作成中であり、夏休みからの事業実施が可能となるよう事務手続を進めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 放課後子ども教室の拡充については、拡張などについては、スタッフの人員不足というのが主な要因ではないかと思うのですが、そのスタッフの確保という点においては、今現在のスタッフは会計年度任用職員になりますが、それ以外にも地域の方のボランティアですとか、大崎教室の場合はすぐ近くに県立の大崎海星高校が

あります。海星高校の生徒さんたちに協力を求めるなど、今までずっと募集しても人がいない、それでスタッフがいないということで放課後子ども教室に3年生以上は通えないということになっていたと思うんですけども、そのあたりのところも本来放課後子ども教室というのは地域の方とも接点を持って運営していくというものだと思います。そのあたりのところのお考えはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 住民の皆様方から要望がある大崎教室の拡充等については、森議員おっしゃるようにスタッフの確保が厳しいということで、それはなかなかできない状態というのは1つ大きな要因としてあります。議員が言われる会計年度任用職員以外のところでの放課後子ども教室に関わっていただく、俗に言うスタッフというかそういった部分については検討の余地があるのかなというふうに考えております。

うちがやってる放課後子ども教室は、国の補助が出る放課後児童クラブというふうな免許を持った方が子供を見守っていくというものではなくて、本来はその地域の住民の皆様方、おじいちゃんおばあちゃん、地域の方々に支えていただきながらやっていく部分ですけども、なかなかそれだけではできないということで、令和2年度の会計年度任用職員の制度が構築されたときに会計年度任用職員として雇用をしてやっているところであります。

ただ、その中で、教育委員会としても放課後子ども教室だけではなくて、小学校、中学校で介護しなければならない児童・生徒の補助をする教育補助員でありますとか、一部給食調理場の職員が足りないというふうな状況があります。この間、公募をかけながら、そしてあと可能性のある方には人づてに頼みに行ったりをしているわけなんですけれども、なかなかそれが可能で実現ができてない状況があって、厳しい状況です。

先ほど言われた地域の方々の支援なり海星高校とのコラボというんですか、海星高校のほうも集落支援というふうな形で町のほうで位置づいている方と連携をしながら、ミカタカフェとかそういった部分もございますんで、そういったことも視野に入れながら可能性として探っていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 放課後子ども教室について、町長のお考えをお伺いしたいんですけども、町長の、子供は島の宝、若者は島の光、女性は島の泉、ご年配は島の誇りとい

うのがありますが、子供が安心して放課後を過ごせる場所というのは保護者にとっても安心して仕事ができるということで、全てにつながってくるのだと思います。

放課後子ども教室が3年生以上は通えないという一時的な判断がされた際には、保護者の方が大変お困りでした。特に、3年生といいますとまだ1人でお留守番ができないというお子さんも多くいらっしゃいます。また、それによって仕事をやめなければいけないとなりますと、いろんところで人材不足になっている中で、雇用の問題も出てきます。

そのような点でも、放課後子ども教室は教育委員会のことだけではなく、町長部局の福祉課も関わってくることで、本来、大崎上島町の放課後子ども教室というのは、厚労省の管轄になっている放課後児童クラブと一体型ということで運営されていますので、教育委員会だけの問題ではないと考えられます。

その点について、今後の運営について町長と教育委員会のほうでも話をしていくべきとは思いますが、そのあたりお考えをお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ご指摘の、町長部局と教育委員会がという点でございますが、今回この質問をいただいたことに踏まえて、まずは教育委員会としてどこまで誠実に対応されているかということをお聞きすることはさせていただきました。それを踏まえて、今後なかなか難しい問題というのがあるかと思えます。そういったときには、町長部局として予算、人材というところで施策としては関わってくることは必定でございます。

ですから、そういう意味で、あとは制度的な問題としては総合教育会議というものも場合によっては、これははじめの問題とか非常に緊急避難的なことの場合というふうに限られてるかとは思いますが、しかし、関わりを持って町長部局と教育委員会が連携を取りながらやっていくということは、今、時代の要請として非常に必要とされているものでございます。

そういう意味で、どういうやり方を取るかは今の教育委員会が検討しておられる状況を見定めさせていただきながら、柔軟に対応するようにしていくように考えてはおります。これはあくまでも、まず教育委員会教育長とまた相談をしながらという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 教育課長にお伺いしますけれども、前回の3年生から通えないという一時的な決定がされたときに、3月に通知が来たということがありました。それに関しましては、結果的にもしそうなったとしても、3月に言われて4月以降の仕事に影響してくるというのは、働いている保護者の方たちも大変お困りです。

なので、例えば秋ぐらいに、来年どのような方向で運営がされるのかということを保護者会議などを開いて皆さんと話し合われる機会を持たれてはいかがと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今回の決定通知が3月6日に発送させていただきました。先ほど、保護者の会からの要望が3月13日に上がってきて、それを踏まえてスタッフと協議したところ、この新3年生については、やはり1人で家に帰らせてという形はなかなか心配であると。5名でしたけれども、何とか見ていこうというふうな形で3月23日付で入会決定の通知を差し上げました。

今言われるように、この問題っていうのは特にお母さんの働き方っていう部分にかなり大きく影響している、お母さんだけでなくご家庭の働き方の内容に非常に大きく影響する部分がありますので、今回、土壇場になっていろいろばたばたしたっていうふうなこともありますので、教育委員会のほうでまたスタッフと協議しながら、次年度の要望とかそういった部分については今より早いタイミングで精査できるような形で取り組もうと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの幼稚園の夏休みの一時預かりの件なんですけど、今、要綱をつくっているということですが、大体いつぐらいにできて保護者の方にはいつぐらいにお知らせをできるのか。夏休みも7月から始まると思うんですけど、やはり仕事の調整のことがありますので、なるべく早いほうがいいと思いますが、今の段階で大体いつぐらいをお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今、6月9日ですけども、6月末、30日だったですか、最終日の金曜日に教育委員会の毎月の定例会議がございます。そこで今回の要綱を承認いただくというふうな形になると思います。

それをもって、若干遅くなりますけれども、7月の頭から施行をするということで、保護者に対しても幼稚園のほうからは7月初旬を目途にそういった利用の申請をしていただけるような流れに持っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 6月末に教育委員会議があるということで、その後なるべく早い段階でお願いします。

また、それについては幼稚園のホームページなどにもすぐに載せていただいたりとか、関係してくる保護者の方に早めのご連絡をお願いします。

1つ目の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 質問の2点目に移ります。

審査請求について。

本町における行政不服審査法に基づく審査請求について伺います。

行政不服審査法は、平成28年4月1日に改正されたものが施行されておりますが、それ以降、（1）になりますが、請求件数及び処理状況についてをまずお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

請求件数及び処理状況につきましては、現行の行政不服審査法は、今森議員がおっしゃったように、平成28年4月1日に施行されてから本日まで、行政不服審査法に基づいた審査請求書として受理して事務処理した件数はゼロ件でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 町民の方から審査請求書を出したと聞いたことがあるのですが、それについてはどのような処理となったのか。今、ゼロ件ということでしたが、その処理についてお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 事務処理をした件数はゼロ件と申しましたが、住民の方から令和7年7月に1件、令和5年3月に1件、2件の審査請求書が提出されております。

しかし、題名が審査請求書と記載しておりますけれども、内容を確認したところ、行政不

服審査法に基づく請求の趣旨ではないと判断し、同法に基づく審査請求書として受理しなかったため、件数に計上していません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） すいません、今の年月日をもう一度教えていただけますか、2件の。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 令和元年7月と、2件目が令和5年3月です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 審査請求書として出されて、その内容が行政不服審査法に基づく審査請求の対象外だったということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 今申しましたように2件提出されたんですけども、令和元年7月に提出された文書につきましては、内容が条例に基づく処分で行っていました。そういったものでしたので、事務処理といたしましては行政手続条例に基づいた文書として取り扱いました。

また、令和5年3月に請求された文書につきましては、行政不服審査法に基づく審査請求の趣旨として文書を提出していない旨と文書の提出自体を撤回する旨を本人さんと話をしまして、その意思を確認しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 条例に基づく処分ということで、これは行政不服審査法の審査請求においては、後で裁決についてというのが出てきますが、却下、棄却、認容の3つの裁決があって、審査請求に当たらない場合ですとか条例に基づく処分の場合は却下という裁決になるのではないかと思います。

また、内容が補正を求めるような場合には、出された方に対して補正をして再提出ということにもなるかと思うんですけども、この場合却下という裁決にならずに件数に入らなかったのはどのようなことなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 行政不服審査法に基づきます審査請求の趣旨と異なる内容の

文書の取扱いにつきましては、法律に規定がございません。町の裁量の範囲内であると一番初めのときは判断して事務処理を行ったところです。

しかし、総務省に見解を確認いたしました。法律に審査請求書を不受理とすることができる規定はないということで、審査請求人の意思があれば行政不服審査法に基づく審査請求書として取り扱わなければならない旨の回答が総務省のほうからありました。

しよっぱなの令和元年の文書につきましては本人の意思確認を行わず、町の判断によって行政不服審査法に基づく審査請求書ではないという取扱いをそのときはいたしましたので、その点については適正ではなかったと反省しているところでございます。

今後につきましては、そういったことも踏まえ、事務処理に当たりましては、その反省等を踏まえた上で制度の適正な運用に努めてまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 法的な解釈などでやはり町の行政の中では分からないこともあるかと思うんですが、その場合には、やはりこの場合でしたら総務省など上の機関に問合せをして回答を得た上で、町の判断というのが必要なのではないかと思います。

今の令和元年の処理については、これは遡及して件数が1となることができるでしょうか。これについてはもう過去のものとしてゼロ件で、過去のことは間違いというか適正ではない処理であったということで、この辺は訂正ができるものなのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） できるものなのかちょっと不明なのですが、もう過去のって言ったらいけないんですが、もう既に処理済みと町としては判断したいということで、遡及適用は考えておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今回のこの件について遡及適用は考えてないということですが、審査請求書として出された方についてはその旨の説明はされたのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） その出された方については連絡は取っておりません。

今おっしゃったことについては、また審査請求人の方とその意思を確認した上で対応したいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 審査請求書として出されてる方についても、法的なものでちよっ

とどこまで詳しくご存じか分からないんですけども、必要な場合は補正をして出してもらおう、もしくは当たらない場合には即刻却下ということで裁決をして、その上での何かサポートが町のほうでできることはサポートしていくということが必要だと思います。

これに関しまして、行政不服審査法の82条に不服申立てができる処分をした場合には教示する必要があるということがありまして、ちょっと読み上げますが、行政庁は審査請求若しくは調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合はこの限りではないとあります。

町でいろんな許認可ですとかいろんな申請をされたことに対しての認定ですとかいろんな決定があると思うんですけども、今まで平成28年以降ゼロ件ということですので、審査請求について町の職員もなかなか触れることがないとは思うんですけども、そのような処分の決定通知といいますか、処分の通知をするときにはこのように教示しなければならないっていうのがあります。その点についても、文書の中に抜け落ちているところがあるかないかというところも確認が必要だと思うんですけども、各課のその処分の文書について、この教示がされているかっていうところを確認をされたことはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃった確認をしたことはございません。

しかし、行政不服審査法が平成28年度に変わったときに、それに該当する例規の例えば許可証とかの、一番下とは限らんのですけども、そのどこかに審査請求できる期間とかも変わったんですけども、そういったことができる、今おっしゃったことが書かれているように例規の改正を図ったところですけども、それが漏れているところもあるかもしれません。

そういったところについては、新しく例えば例規をつくったり何かしたときに漏れている可能性もございますし、やはり職員に対してその制度の理解、また適正な運用についてはやっぱり周知、また指導を図る必要があるのではないかと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （2）番の審理員による審理についてなんですけれども、今までゼロ件ということで審理をされたことはないとは思いますが、審理員の選定についてど

のようにされているかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森議員おっしゃったように、今まで審理がないので実際に指定したことはないのですが、審理員による審理につきましては、審査請求人が審査請求書を提出するときに審査庁が職員の中から審理を行う者を1名指名し、審査請求の審理を行わせることとなります。

この審理を行う職員を審理員と申しますが、審理員は処分庁から弁明書や審査請求人から反論書等の提出を受けまして、また必要な調査を行い、審理の結果を意見書にまとめて審査庁に提出するものです。

なお、審理員を指名する場合、審理の公正性を確保する観点から、処分に関与した職員や利害関係を有する職員は指名から除かれることとされております。

また、審査請求書が不適法なものが明らかである場合には、審理員の指名は不要であるとされております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 行政不服審査法の17条に審理員となるべき者の名簿というのがありまして、審査庁となるべき行政庁は審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備えつけ、その他の適当な方法により公にしておかなければならないとあります。このような、審理員を指定するのは審査請求書が出されたときなんですけれども、その前段階として審理員となるべき者の名簿の作成というのが、努めるということで努力義務のようなものなんですけれども、これについては作成されてますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） そういった名簿は作成しておりません。というのも、本町は小規模団体でございます。先ほど申しましたように、審査請求人につきましては、その処分した職員とかそれに関わった職員はなれません。そういったことも踏まえまして、法律では努めることとなっておりますが、今の現状の職員の数等を考えるとなかなか先に決めておくことは難しいと考えておりまして、作成しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （3）として第三者機関についてと書いてるんですけれども、こ

れについては本町は県に委託しているということによろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） はい。おっしゃるとおり諮問機関の事務を広島県行政不服審査委員会というところに委託しているところです。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （4）と（5）を一緒に質問なんですけれども、裁決についてということで、先ほど申しあげました却下、棄却、認容の3つの裁決がありまして、処理状況の公開ということもあります。

ほかの市町を見ますと、ホームページにこのような請求が何件あってという内容が書かれているんですけども、現状ゼロということなので、今町のホームページを見ても記載はされていないと思うんですけども、これについて今後このようなことがありますということで記載、もしくは審査請求自体の受付方法についてもホームページに記載されている市町があります。やはり町民の方が知る権利といいますか、情報公開の関係もありますので、このような請求がありますということをお知らせしていくことも必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 行政不服審査法の制度につきましては、法の趣旨としまして、国民が簡易、迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを目的とする制度でございます。

本庁の審査請求の受理件数が、今おっしゃったようにゼロ件であることにつきましては、おっしゃったようにこの制度の周知が不十分であるということも要因の一つであると思います。

今後、また住民への制度の周知に努めるとともに、先ほど申しました職員への適正な運用についても指導をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○8番（森 ルイ君） 先ほど、件数はゼロとはなっているけれども2件審査請求書として出されたものがあるということで、取下げも含めてなんですけれども、ある市のホームページに載っていた処理状況の一覧には、例えば取下げ、審理中、裁決済みなどという現状の経過とともに、裁決内容ですとか裁決までに要した期間などが記載されています。

この審査請求書として出されたもので件数に入っていない分につきましても、取下げ、も

しくは裁決済みになるのかちょっと分からないんですが、そのように記載することも可能だとは思いますが、今後、ホームページにおいてこのような不服申立てとして審査請求がありましたということを情報公開で出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） さきの答弁で一番初めの事務処理の仕方が誤っていたと、ここで反省いたしますと述べました。次回以降、行政不服審査法の鏡という表題があるものであれば、その申請人の意見といいますか思いを伺って、そこでおっしゃった3つの裁決ですか、法にのっとってないものであれば、その場といいますか、審理員を定めずに却下にすることとなります。

そういったことも含めて受け付けることとなりますので、これ以降はそういったことがあれば、ホームページに掲げるかというところはちょっとこれからまた考えるところだと思いますけれども、しかし法的にはそれを公表しなければならない規定だったと思うんですけれども、そういうことがあるので、ホームページが今ちょっとこれをすぐしますとは言えないんですけれども、一番見えるところはそこかなという考えもございますので、そういったふうに進めてまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の公表につきましては、行政不服審査法の85条に、不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないとあります。こちらも努めなければならないということではあるんですけれども、その方向に向かっていただければと思います。

また、このように審査請求を出されるという場合には、町の対応ですとか処理の仕方に不満があるという方がこの審査請求をされるということでもありますので、たとえ却下、棄却などになった場合であっても、それ以外のところで例えば要望として受けるですとか、何らかのサポートというか対応はできると思いますので、却下した、棄却したからといって何もしないということではなく、それ以外のところで改善すべきところは改善していく、もしくは話合いをして処理をしていくなどが必要だと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 行政不服審査法に基づく不服申立てというのは受付が総務ですけれども、それではなく棄却するときには行政手続法等の例えば処分に対する求めとかいろいろなものがございます。そういったことをうちのほうで企画するときに、こういった方法、例えば処分を求めるものであればそういったところとかというんもやはり行政のほうとしてはお伝えしながら、次に何か違う方法があればそういったことも申請された方と、協議じゃないですけども、こういったこともあるとか相談に乗りながら、よりよいことになるよう努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 審査請求の仕方ということで、このようなパンフレットを町からいただいているんですけど、これは一般町民の方が欲しいという場合には総務課に伺えばよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 今現在はあるんですけども、町民全体の方が来られると冊数がないので、今であれば来られたらあります。

来られる方がたくさん増えるとなると、また作る、それはまた来られる方の件数次第で増刷をしてもいいのかなと思いますけども、今ですと大分ありますので、もし必要な方がいらっしゃれば総務課のほうに来ていただければお渡しすることは可能です。

○議長（信谷俊樹君） これで森 ルイ議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

議案等調査のため、6月10日から6月12日までの3日間休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、6月10日から6月12日の3日間休会することと決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

13日も9時から開会いたします。

午後2時00分 散会